

第3編 学校の危機管理

第3部 事件・事故

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

- 第1 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針
- 第2 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成
- 第3 防犯マニュアル（例）
- 第4 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト
- 第5 事故情報等の収集

第2章 新興感染症編

第3章 事故編

- 第1 大規模な停電
- 第2 爆破予告等における処理事例
- 第3 交通事故への対応

第4章 テロ、NBCR災害編

- 第1 テロ行為
- 第2 NBCR災害（テロによる場合を含む）
- 第3 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

第5章 弾道ミサイル編

- 第1 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

第6章 野生動物編

第3編 学校の危機管理

第3部 事件・事故

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保）

第1 児童・生徒等の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針

学校は、児童・生徒等が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行うことができる、安全な場所ではないといけない。一方で、事故や事件など、学校の安全を脅かす事態が発生する可能性もあることを踏まえ、平常時から適切かつ確実な危機管理体制を整えておく必要がある。

学校内の安全確保に関する危機管理の目的は、次の4点である。

- ・児童・生徒等や教職員の生命を守ること。
- ・危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぐこと。
- ・万一、事故・事件が発生した場合には、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
- ・事故・事件の再発防止を図るとともに、教育活動の円滑な再開に向けた対策を講じること。

第2 校内の安全確保（防犯）に関する学校危機管理計画（防犯編）の作成

学校は、校内の安全確保に関する学校危機管理計画（防犯編）（以下、「防犯マニュアル」という。）を、学校独自に作成するものとする。

防犯マニュアルの作成に当たり、文部科学省は、次の4点の作成上の留意点を示している。

- ・文部科学省、各自治体等が作成したマニュアル等を参考にする。
- ・警察や防犯協会等の資料や助言を参考にする。
- ・各学校の特性・実態に応じたものとする。

具体的で誰にでもわかるような明確な内容や表現とする。

※出展：「学校の安全管理に関する取組事例集（平成15年10月・文部科学省）」

特に、防犯マニュアルの実効性を高めるためには、次の点を踏まえ、自校の実態に即した内容とすることが重要である。

- ・職員室が2階にあり、1階の教室への不審者侵入時に危険度が高まる場合があることや、校舎構造上、特別教室の裏側が死角になりやすいこと、など自校の課題を明確にすること。
- ・上記の課題を補うため、不審者に対する施設上の弱点箇所について、教職員による巡視等を継続的に行うなど、学校独自の危機管理体制を構築すること。
- ・保護者、地域社会、関係機関の実態に応じて、連携を図る上での留意点について、共通理解を形成すること。

このように、実際の対応に当たる教職員が、自校の実態を踏まえて活用できる。学校独自のマニュアルを作成することが必要である。

また、学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階でとらえる観点が重要である。

特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりやすいため、十分に注意する必要がある。

1 校内の安全確保に関する防犯マニュアル作成の目的

防犯マニュアルの作成の目的は、次のとおりとする。

- (1) 校内の防犯に関する危機管理について、具体的な方法及び教職員の役割分担等を明らかにするとともに、学校としての危機管理体制を確立する。

(2) 防犯マニュアルの作成や見直し等を通して、学校の危機管理上の課題を明らかにするとともに、教職員の危機管理意識及び対応能力の向上を図る。また、訓練等を通して定期的に見直すことにより、学校全体としての危機対応力の向上を図る。

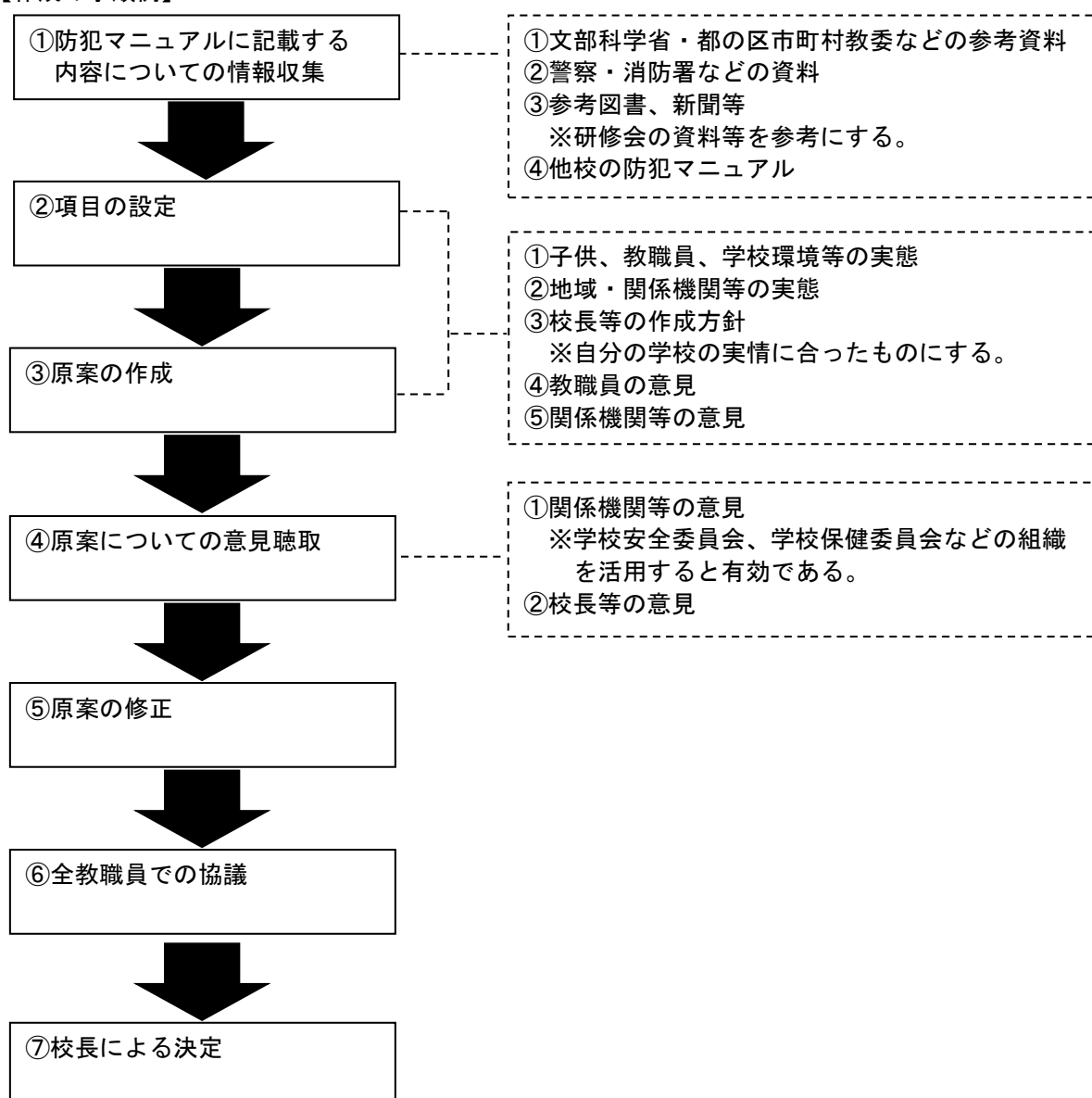
(3) 家庭及び地域の関係機関・団体等との連携や協力体制を整備する。

2 防犯マニュアル作成の手順

防犯マニュアルの作成に当たっては、自然災害における学校危機管理計画の作成（第3編 第1部 第1章 第1「計画の作成」参照）に準じて行う。

具体的には、安全担当者（主幹・主任）を加えた学校危機管理委員会において、各学校の実態や地域の実情を的確に把握した上で、それらを踏まえた防犯マニュアルを作成する。

【作成の手順例】



3 防犯マニュアル作成の観点と内容例

各学校が作成する防犯マニュアルに記載する事項は、各学校の実態や地域の実情等によって異なるが、基本的には、次のような点に留意し、内容を検討する。

- 危機対応に当たっての基本的な考え方や重点に関すること。
- 安全教育及び研修の実施に関すること。
- 緊急事態発生時の緊急対応組織や各係の役割に関すること。
- 不審者侵入時の具体的な対応の仕方に関すること。
- 施設・設備等の使用等に関すること。
- 的確な情報の収集や提供等に関すること。
- 家庭や地域の関係機関・団体等との連携に関すること。
- 心のケアに関すること。
- 教育活動再開に関すること。
- その他必要な事項に関すること。

その際、より活用できるものにするため、図を活用することや、次のような内容を盛り込むことも考えられる。

- 対応の手順一覧表
- 児童・生徒等の保護者引き渡しに関すること。
- 通報等の文例（関係機関等への緊急通報、支援要請、校内放送など）
- 関係機関等の電話番号・FAX番号一覧表など
- 防犯用器具等に関すること。
 - ・ 種類と使い方並びに使用に当たっての留意点等について
 - ・ 防犯用器具などの配置図等
- 記録用紙等の様式（受付名簿、負傷者一覧表、事件の概要記録用紙、巡回日誌、児童・生徒等の引き渡し確認カード、教育委員会への速報用紙など）
- 応急手当の方法並びにそれに必要な用具等の保管場所など
- 教職員への緊急連絡の方法など
- 不審者チェックの仕方など
- チェックリスト
 - ・ 危機管理の取組状況を点検するもの
 - ・ 発生時等に必要な対応をしたかどうか点検できるもの

また、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という３段階の観点を持ち、これらを踏まえたチェック体制を具体化することが重要である。

このため、防犯マニュアルには、学校内外の施設・設備・器具の安全点検に加え、校門及び校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回等といった観点からの対策についても記載する。

校門等の施錠管理については、時間帯別及び利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻及びその担当者などをあらかじめ定めておく。

これらの取扱いについては、児童・生徒等や保護者に対して、十分に周知し、遵守を呼び掛けることが重要である。

来訪者及び保護者については、受付場所を明確化するとともに、案内の掲示等を行うことや、名簿、受付票への記載等による入退管理の手順・方法を定めておく。

あわせて、来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）等による識別方法についても定める。

教職員は常に「ここは学校であり、その管理を教職員が担っている」という共通認識を持ち、校内で部外者を見かけた場合等には、躊躇することなく確実に確認・声掛けすることを、学校全体の共通理解としておく。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員、保護者、ボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、防犯マニュアルに明記する。

学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている場合もある。

そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や担当者などについても、事前に定めて、防犯マニュアルに記載しておくことが必要である。

4 防犯マニュアル作成に当たっての配慮事項

防犯マニュアルは、実際の場面において機能し、児童・生徒等の安全を確保するための対応が迅速かつ的確に行われるとともに、状況に応じて臨機応変な対応が可能な内容としておくことが重要である。

そのため、防犯マニュアルの作成に当たっては、現実に関起こり得る事態を具体的に想定するとともに、平時には教職員が様々な場所で業務に当たっていることを踏まえ、事件・事故が突然発生した場合でも、に対応できるものとしておく必要がある。

このため、次のような点に配慮することが大切である。

- 児童・生徒等の安全確保を最優先とした内容とすること。
- 職員室等において情報を集中的に管理できるとともに、可能な限り教職員間で情報を共有できる内容とすること。
- 学校、家庭、地域、関係機関等の実情に即した内容とすること。
- 日常の勤務体制を前提に、突発的な事態が発生した場合でも、教職員がスムーズに担当や班の業務に移行できる内容とすること。
- 各担当・班が相互に連携を図りながら対応できる内容とすること。
- 関係機関や教育委員会等の意見も参考にしながら作成すること。
- 多様な事態や状況下（※）に対応できる内容とすること。
※教職員が出張・年休等で不在、不審者の状況（様々な凶器、特定できない侵入経路・人数）、授業中・休憩中・校外学習中・登下校中等における事件・事故発生等
- 不審者が侵入した場合や、登下校時などに起こりうる様々な状況を具体的に想定し、対応できる内容とすること。
- 突然、不審者が校内に現れ、危険な行動を起こした場合であっても対応できる内容とすること。
- 過度に複雑にならないよう配慮し、全ての教職員が理解できる内容とすること。

5 防犯マニュアルの改善

危機への対応は容易ではなく、学校の実態や地域の状況も様々であることから、防犯マニュアルの内容は、その捉え方によって異なってくる。

また、作成時には十分であると考えた防犯マニュアルであっても、防犯・避難訓練を実施した結果、実際の場面では十分に機能しないこともある。

このため、防犯マニュアルについては、定期的に訓練等を通じて機能の確認を行うとともに、より迅速かつ的確な対応を行うために必要な事項を追加・修正するなど、継続的に改善していくことが重要である。

こうした取組により、防犯マニュアルの実効性を高めていく。

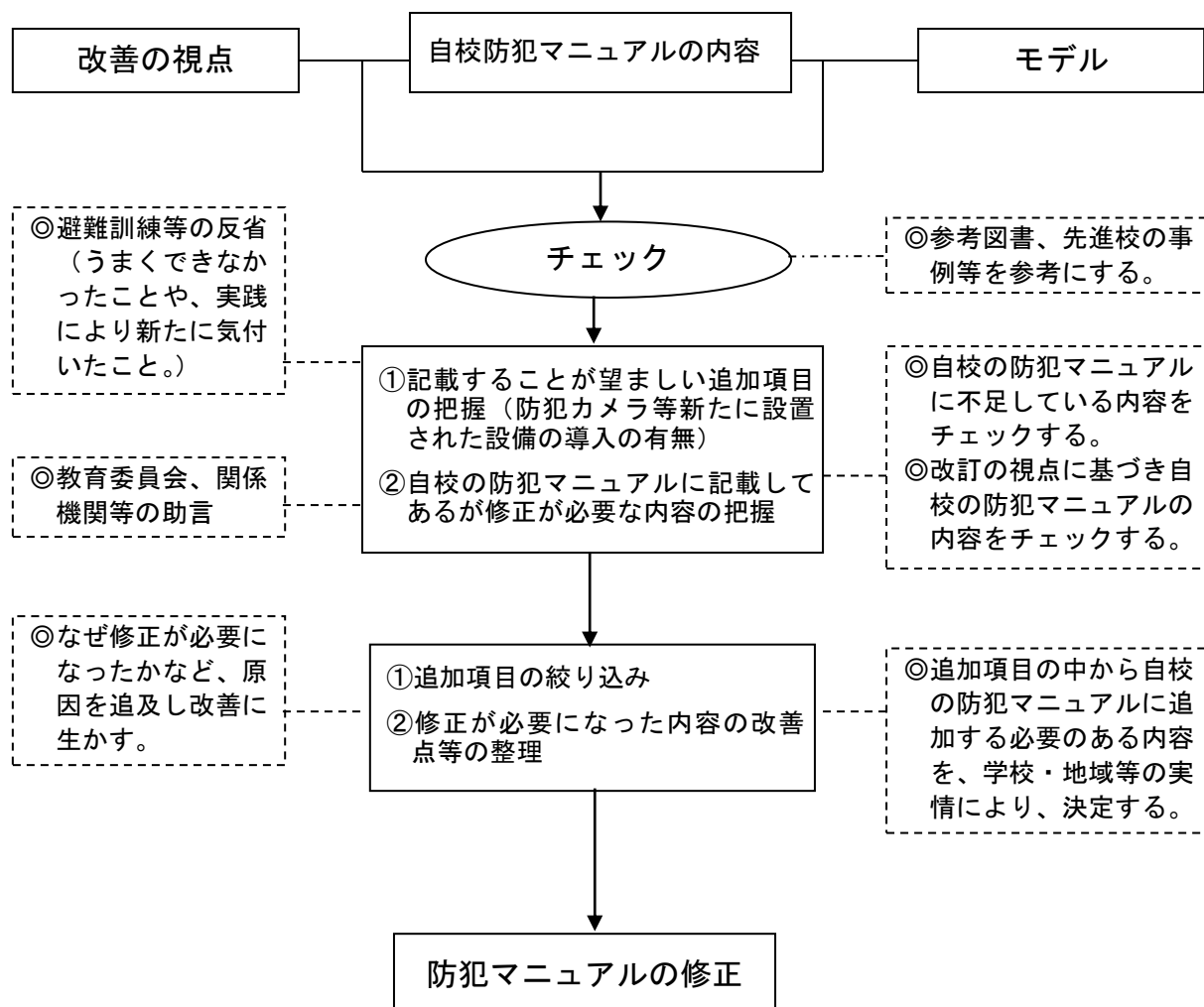
(1) 改善の視点

防犯マニュアルの改善に当たっては、次の視点から点検を行う。

- ・危機管理の目的を達成するために必要な内容が、十分に網羅されているか。
- ・実際に機能する組織・体制となっているか。
- ・各係・班が業務を迅速・的確に行うために必要な事項が、具体的に記載されているか。

(2) 改善のための手順

定期的に、次のような手順により、防犯マニュアルの内容を点検し、改善が必要な事項を整理する。
その上で、適切な見直しを行い、より実効性のある防犯マニュアルへと改善を図ることが大切である。



『参考 元文部科学省スポーツ・青少年局体育官 戸田芳雄氏による防犯教室指導者講習会配布資料から』

※なお、本資料は、全体を通して、島根県雲南市立三刀屋小学校長木次勝義氏の資料を参考とし、一部改変している。

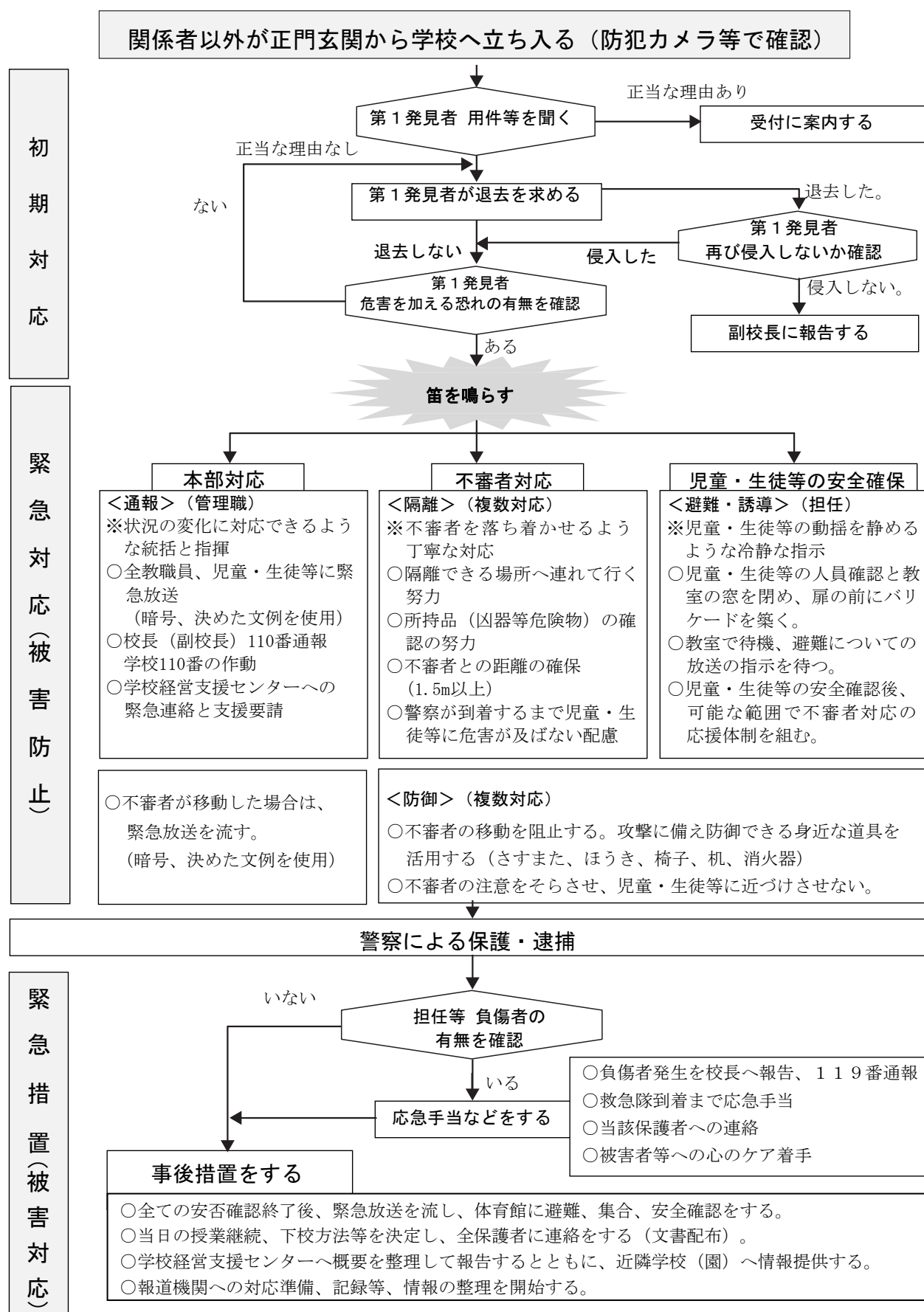
第3 防犯マニュアル（例）

1 日常の安全確保

登校時	巡回担当	① 始業前の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時は、〇時〇〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ③ その際、児童・生徒等の登校状況を把握し、門の開閉時の安全に十分に配慮する。
	受付	① 遅刻した児童・生徒等は、正門横の通用口から登校させる。 ② 受付（経営企画室）で児童・生徒等の学年、組、名前、体調等を確認し、教室へ行くよう指示するとともに、職員室へ報告する。 ③ その際、児童・生徒等と一緒に部外者が入ってこないように周囲の状況を確認しておく。
	教員	① 通勤時に、通学路を歩きながら点検をし、気になったことを副校長に報告するとともに、「教員用地域安全マップ」（副校長前に掲示）に記入する。 ② 通勤時に児童・生徒等の登校状況を把握し、不審者等の訴えがあった場合は副校長に報告する。 ※ 事前に本日の訪問者が分かっている場合は、必ず受付に連絡しておく。
授業時・休憩時	巡回担当	① 授業時間及び休み時間中の校内巡視は、必ず「笛」を携帯し、校内巡視当番表により〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで実施する。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 正門横の通用口が閉まっている状態であることを確認する。 ③ 死角箇所等、定められたチェック箇所を中心に巡回する。 ④ さすまた（不審者に遭遇した場合に使用するための道具）の保管場所、非常通報ボタンや非常ベルの状況を確認する。
	受付	① 校内からの退校は正門横の通用口を使用するよう徹底する。（正門・南門は施錠中） ② 来訪者の所属、氏名、用件を確認し、受付名簿の記入と、「来訪者カード（名札）」の着用を依頼する。 ※ 特に挙動が不審な場合には、受付はすぐに職員室（副校長）に内線で連絡し、指示を仰ぐ。 ③ 保護者については、年度当初に配布した「保護者カード（名札）」の着用を依頼する。忘れた場合は、来訪者カードを着用してもらう。 ④ 用件終了後、受付で、受付名簿に退校のチェックと来訪者カードの返却を依頼し、通用口から退校するのを見届ける。
	教員	① 毎休み時間は、教室・廊下等歩行時に、校内に不審者等が侵入していないか確認するとともに、児童・生徒等の動きに注意を払う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 教室等、指導場所から職員室への移動の際に、その間の廊下及び窓から死角箇所（特に、正門横の通用門）を見るようにする。 ※ 特に、正門横の通用口から入校してくる人物には常に注意を払い、受付までの案内表示にある動線以外を歩いている来訪者には必ず声をかける。 要件を聞いた上で受付まで、来訪者の後方から案内する。 ③ 廊下等で来訪者と出会った場合には、必ずあいさつ等の声かけを行う。 ④ 出勤から退勤するまでは、必ず「笛」を携帯し、万一の際に他の教職員に非常事態であることを知らせる。 ⑤ 本校教職員であることが誰にでもわかるように、校内では必ず「名札」を着用する。
<不審者情報があつた場合の対応について>		○受付からの一報の場合 ・校長へ連絡後、電話を受けた教員を含め可能な限り複数の教員で、受付へ駆けつける。 ・ただし、1名は職員室で待機し連絡・調整をする。 ○外部から一報の場合 ・「内容」「情報提供者の名前・連絡先」を確認し、校長・副校長・主幹教諭に連絡する。 ※ 集団下校等の実施について検討し、学校配信メール及び文書により情報を発信する。

下 校 時 ・ 放 課 後	巡回担当	① 下校時の正門・南門指導は、校内巡視当番表により、〇時〇〇分から〇時〇〇分まで行う。防犯カメラ等がある場合は随時確認する。 ② 通常の授業時の下校時刻は、基本的に、〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分までとする。 ③ 〇時〇〇分に全ての門を閉め、施錠する。 ④ 放課後の巡視は、校内巡視当番表により、毎月第〇〇曜日と第〇〇曜日に〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで実施する。 ⑤ 放課後の巡視時には安全点検を同時に行い、状況を把握し点検表に記入する。安全担当の主幹は、安全点検内容を確認し、点検状況について、副校長に報告する。
	受付	来訪者については、授業時・休憩時と同様に対応する。
	教員	① 学級活動等により残留する児童・生徒等の状況（何名が、何時まで）を職員室残留黒板に記入する。 ② 下校後、残留している児童・生徒等は正門横の通用口を使用するよう指導する。

2 不審者侵入時対応（全校種対応例）



※不審者情報の共有

不審者情報に関する情報については、警察及び教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や、近隣の学校等への情報提供を行う。

教育委員会においては、当該学校の近隣校（国私立、他市の学校含む）へ情報提供を行う体制を、あらかじめ構築しておく必要がある。

チェック 1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童・生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応 2 に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。

（1）来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。

（2）声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童・生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

（3）正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。

教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

対応 1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうになった場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人に対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童・生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。

【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。
※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。

対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童・生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童・生徒等を避難させるか判断します。

隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童・生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。

【4】児童・生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子に気を配る必要があります。児童・生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。

児童・生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童・生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めて

おいた文言を放送で流します。

＜避難指示の一例＞

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

＜待機と支援要請の一例＞

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇系の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童・生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

通報・情報共有

通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、他市の学校含む）に情報提供することが必要です。

「110番」通報の要領

- 局番なしの「110」
- 落ち着いて、例えば「△△小学校です。男（女）が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
- その後は、質問に答える形で通報者氏名、場所（校外の場合）、電話番号などを落ち着いて知らせる。
※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。

対応3 児童・生徒等の安全を守る

児童・生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童・生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防衛に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童・生徒等の安全を守るように心掛けます。

また、こうした事態に備えて、さすまた等について使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

【1】防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

対峙した教職員は、児童・生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童・生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用に当たっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配慮しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

【2】避難の誘導をする。

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある

場合は、児童・生徒等を教室等で待機させます。（ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。）

- ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童・生徒等が避難できるよう訓練しておきます。

- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童・生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行います。

※教職員は校舎内の教室配置等を熟知していなければなりません。校舎内の教室配置等を知ること、新しい学校に着任して最初にするべきことです。

※多くの学校で不審者対応訓練が行われていますが、訓練は不審者を捕らえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者から児童・生徒等を遠ざけ、警察が来るまでの時間を稼ぎ、児童・生徒等の安全をいかに確保するかを確認するために行うものです。このために、防御や不審者の移動の阻止について訓練するとともに、不審者確保後の逃げ遅れた児童・生徒等の捜索及び家庭への連絡や引渡しなども訓練の一部に入れる必要があります。

チェック 2 負傷者がいるか

【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童・生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要があります。全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要領を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構わないので「119番」通報をしましょう。

【2】逃げ遅れた児童・生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にいない児童・生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるため、分担場所を決めて校内を探します。

- （1）職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておきます。

- 通信方法は複数確保する。
- 逃げ遅れて隠れている児童・生徒等が安心できるような声を出しながら捜索を行う。
- 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

- （2）負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛ける必要があります。

- （3）負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有します。（救急車に同乗するのは、搬送される児童・生徒等をよく知る教職員（できれば担任）であることが望ましい。）

- （4）全ての児童・生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにしましょう。

- （5）必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。

- あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
- あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえようネットワークづくりをする。
- 担当者が学校周辺を回って情報収集する。

対応 4 応急手当などをする

【1】負傷者の応急手当を行う

- （1）救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努める必要があります。

- （2）負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。

- 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童・生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童・生徒等には、心のケアも必要となります。

3 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

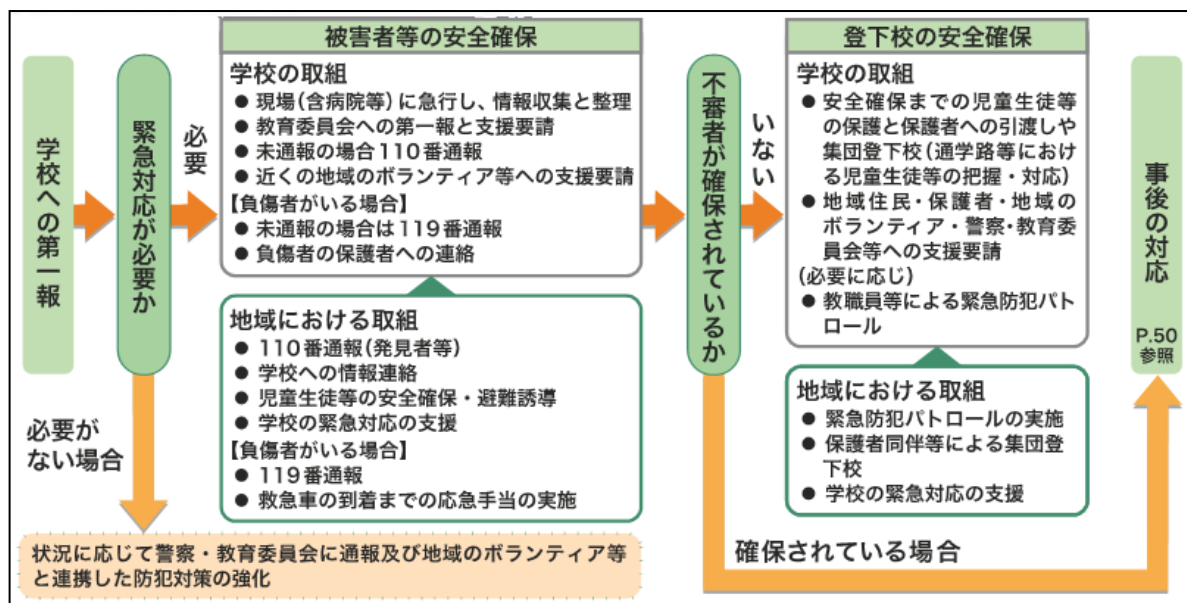
登下校時の不審者事案などの緊急事態が発生した場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を整備するとともに、学校の危機管理マニュアルを地域の方々へも周知するなど、協力体制を整備しておくことが重要です。

（1）登下校時に緊急事態（不審者事案）が発生した場合

不審者に関する情報は、現在進行中の出来事から、数日前の出来事まで、重大事件から誤報事案まで様々な情報があります。学校は、第一報が入った時点で、緊急に対応しなければならない事案かどうかをチェックし、適切に対応しなければなりません。下の図は、不審者に関する緊急事態が発生した場合の対応の例を示しています。登下校時の事案に際しては、通報や安全確保の対応には保護者や地域、関係機関との連携が不可欠です。学校の状況に応じたマニュアルを作成するとともに、保護者や地域、関係機関等と共通理解を図っておくことが重要です。

【緊急対応の要否の判断と被害者等の安全確保】

- 第一報が入った時点で概要を把握し、緊急対応が必要かどうか見極めます。



<把握する情報の例>

- いつ、どこで、誰に、どのようなことが起こったか
- 110番通報したか
- 負傷者はいるか
- 119番通報したか
- 周囲にほかの児童・生徒等はいるか

- 例えば次のような状況が続いている場合も緊急対応が必要です
 - 凶器を持った不審者が通学路の近くでうろついている。
 - 登下校中の児童・生徒等が不審者に襲われけがをした。
 - 不審者が登下校中の児童・生徒等に声を掛け連れ去ろうとした。
 - 金品を奪われている。
 - 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決していない。
- 緊急対応が必要と判断した場合には、警察等へ通報するとともに、学校内でも緊急事態の発生を直ちに全教職員で共有し、あらかじめ定めておいた役割分担に基づき具体的な対応を行い、児童・生徒等の安全確保を図ります。
- 警察や必要に応じて消防等の協力を得るとともに、教育委員会に通報し支援を求めましょう。また、現場付近にいる地域住民にも協力を要請しながら対処することも必要です。

＜学校の取組＞

- 1 警察への通報の有無を確認し、未通報の場合には通報を行う。負傷者がいる場合は119番通報する。
- 2 地域住民や地域のボランティア等の支援を得て、児童・生徒等の安全確保を図る。
- 3 現場（病院等を含む）に急行し、情報収集と整理を行う。
 - ・ 児童・生徒等の現状・・・
安否確認、負傷者の状況（病院に搬送されている場合は病院へ急行）
 - ・ 不審者の状況・・・
不審者が近辺にいると考えられる場合は警察が到着するまで児童・生徒等の安全確保を図り、対応状況を常に確認するようにする。
- 4 教育委員会への第一報と支援要請を行う。
- 5 被害に遭った児童・生徒等の保護者に連絡する。

※ 緊急対応が必要でない場合でも、状況について警察や教育委員会に通報するとともに、保護者や地域のボランティア等と連携して防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の強化を図る必要があります。

【不審者が確保されていない場合の登下校の安全確保】

- 不審者が確保されているか、警察等の情報を確認し、学校・家庭・地域が一体となった対応が必要かどうかを検討・判断します。
- 警察等の情報を得る際には、教育委員会が情報を収集し、各学校に周知します。

＜警察に確認するポイント＞

- 不審者は確保されているか
- 確保されていない場合、登下校中の児童・生徒等に被害が及ぶ危険性があるか
- どの地域で危険性があるか
- 学校への指示や要請事項があるか
- 安全が確認されるまで、児童・生徒等の保護と登下校時の安全確保の取組を行います。
 - ・ 登校前の場合は必要に応じて自宅待機
 - ・ 下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機
 - ・ 登下校中の場合は、警察等に早急に児童・生徒等の安全確保への協力を要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア等に協力を依頼
- 児童・生徒等だけで登下校が難しい場合は、保護者への引渡しや保護者等の引率による集団登下校等を行います。
- 警察によるパトロールを要請するとともに、保護者・地域住民・地域のボランティア・地域防犯団体等に緊急防犯パトロールを依頼します。必要な場合には、通学路を中心に情報収集と安全点検のため、地域住

民・保護者・地域のボランティアと協力して、緊急パトロール等も実施します。

不審者の情報等、児童・生徒等の安全に関する緊急情報は、国私立、都道府県立、市区町村立、株立を問わず、域内の学校等に対する情報提供が行えるよう、教育委員会が中心となり警察との連携・調整を行います。平時から、その仕組みを構築しておくことが大切です。

【事後の対応】

登下校時における緊急事態が発生した場合には、事態が収束した後、児童・生徒等の心のケアを行うとともに、情報を整理し調査、報告を行い、再発防止につなげます。

第4 児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についてのチェックリスト

評価は、「A：行っている B：おおむね行っている C：不十分である D：全く行っていない」とし、CとDの場合には改善の手立てを記入する。

なお、文中においては、幼稚園も含めて「学校」と記す。

【日常の安全確保】

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
Ⅰ 活用できる「〇〇学校防犯マニュアル」の作成	1 学校や地域の実態を考慮した本校の防犯マニュアルを作成しているか。		※時期、方法などを記入 (以下、同様)
	2 防犯マニュアルは毎年見直し、改善を行い、より実効性のあるものにしているか。		
	3 年度当初に、全教職員で、防犯マニュアルの内容について共通理解を図っているか。		
Ⅱ 学校安全に関する校内体制の整備	1 学校安全担当者や学校安全に係る委員会を設置したり、教職員の役割分担を明確にしたりするなど、校内組織を整備しているか。		
	2 学校安全についての報告・連絡・相談体制を整備しているか。		
	3 安全教育に関する年間指導計画を作成し、計画的に実施しているか。		
	4 教職員、保護者、地域ボランティア等による校内巡回・防犯カメラなどにより、不審者を早期に発見する体制ができているか。		
	5 不審者情報を把握したり、対応したりするため、関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校との連絡体制を整備しているか。		
Ⅲ 教職員の危機管理意識や能力の向上、研修や訓練の実施	1 不審者侵入などに係る情報を収集し、教職員間で情報交換や意見交換を行い、日頃から情報収集と整理に努めているか。		
	2 安全（防犯）教育の基礎・基本、知識・技能、応急手当、心のケアなどについて研修を実施しているか。		
	3 不審者侵入に係る防犯訓練や防犯教室（「非常通報体制・学校110番」の活用を含む。）を実施し、課題を明確にして改善しているか。		
	4 校長、副校長や教職員間、また、関係機関への、正確な情報を伝達する方法を共通理解し、訓練しているか。		
	5 児童・生徒等の緊急避難場所及び避難経路の確保、安全な誘導の仕方について、訓練しているか。		
	6 不審者侵入等を未然に防ぐ学校敷地内の環境づくりに努めているか。		
Ⅳ 不審者侵入防止のための来訪者の確認	1 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への出入口を管理可能な範囲に限定しているか。		
	2 使用しない門扉の施錠をしているか。		
	3 不審者の立入りを防ぐ看板や「非常通報装置設置」のプレート等を目立つ箇所に掲示して、注意を喚起しているか。		
	4 来校者用の入口を限定し、受付等を明示しているか。		
	5 来校者は、受付で名簿に記入し、来校証や名札等を着用するようになっているか。		
	6 教職員は、来訪者への声掛けなどをして、言動や持ち物等に不審な点はないか確認しているか。		

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
V 管理下における安全確保の体制	1 児童・生徒等に対して、通学路を通して登下校するように指導するとともに、保護者にも周知しているか。		
	2 教職員が実際に通学路を点検し、人通りが少ない、死角が多いなど、地域における危険箇所を把握しているか。		
	(1) 登下校時 3 2について、児童・生徒等とともに「地域安全マップ」を作成するなどして、児童・生徒等や保護者への注意を喚起しているか。		
	4 万一、危険な状況に遭った場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難ができる場所を児童・生徒等に周知しているか。		
	5 万一、危険な状況に遭った場合、対処方法（大声を出す、逃げる等）を日頃から指導しているか。		
	(2) 学校で 1 始業前や放課後に、教職員が役割分担し、校内巡回や校門でのあいさつ運動等をして児童・生徒等の状況を把握しているか。		
	2 授業中や休み時間に、教職員や保護者、地域ボランティア等を活用して校内巡回を実施しているか。		
	(3) 遠足や校外学習、学校行事等 1 実地踏査の際に安全面を十分確認するとともに、綿密な安全計画を立てているか。		
	2 児童・生徒等への事前の安全指導を徹底しているか。		
	3 不測の事態が発生した場合の連絡方法について、事前に教職員間で周知徹底しているか。		
(4) 学校公開時	1 学校公開時における来校者のチェック体制や校内巡回体制などを整備しているか。		
	2 外部者に学校施設を開放する場合、開放部分と非開放部分との区別を明確に掲示し、非開放部分への侵入防止の方策（施錠等を含む。）を講じているか。		
	3 学校施設を利用する外部者に対して、利用上の注意事項を説明し、理解と協力を得ているか。		
	4 校庭（体育館）開放や教室開放などの学校開放時に、PTAや地域住民による学校支援ボランティア等の積極的な協力を得ているか。		
VI 児童・生徒等に対する安全教育（防犯教育）の充実	1 安全教育の一環として防犯教育を教育課程に位置付け、児童・生徒等や学校の実態に応じて計画的に実施しているか。		
	2 不審者侵入を想定した避難訓練等を行い緊急事態発生時に児童・生徒等に不安を抱かせずに冷静に避難できるようにしているか。		
	3 登下校時の通学指導、誘拐や連れ去りに遭わないための対処方法などについて、継続的に指導しているか。		
	4 児童・生徒等が自らの身を守る対処方法を知るとともに、主体的に生活安全について学ぼうとする態度を育成しているか。		
	5 児童・生徒等に防犯ベル（ブザー）を持たせている場合、その使い方について指導しているか。		
VII 施設・設備の点検、整備	1 校門、塀、外灯（防犯ライト等）校舎の窓・出入口の破損、錠の状況の点検や補修を年度当初及び定期的に実施しているか。		
	2 通報機器（「非常通報体制・学校110番」、校内緊急通話システム等）、防犯監視システム、警報装置（警報ベル、ブザー等）等を設置している場合、作動状況の点検、警察、警備会社等との連絡体制の確認を行っているか。		

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
	3 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
Ⅷ 関係機関等との連携	1 日頃から、不審者情報を得たり、不審者があった場合に速やかに学校周辺のパトロールの協力を得たりするなど、連携を密にしているか。		
	2 「非常通報体制・学校110番」を活用した防犯訓練（防犯教室を含む。）、「セーフティ教室」などを、地元警察や地域と連携して実施しているか。		
	3 不測の事態が発生したときに児童・生徒等の心のケアを依頼できるよう、教育相談機関との連携体制を整備しているか。		
Ⅸ 保護者や地域への啓発・連携	1 日頃から、保護者や地域住民、地域の健全育成団体等に対して、児童・生徒等の安全確保及び学校の安全管理についての協力を依頼しているか。		
	2 安全管理や安全確保に関する通知文やパンフレット等を家庭等に配布するとともに、保護者会、町会や地域関係者の懇談会等を通じて、安全・安心な学校づくりとその対策について具体的に説明し、理解と協力を得ているか。		
	3 各家庭で、保護者が子供と安全について話し合うなど、家庭における安全指導を喚起しているか。		
	4 毎日の学区の防犯パトロール、地域でのあいさつ運動、「子ども110番の家」の拡大、地域主催による子供たちの活動など、地域ぐるみの安全（防犯）活動について、具体的取組を依頼したり、その活動に教職員が応援をしたりしているか。		

【緊急時への体制整備】

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
Ⅰ 周辺において不審者情報がある場合の連絡等の体制	1 地元警察にパトロール等を要請するなど、速やかに警察との連携を図っているか。		
	2 緊急時の児童・生徒等の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定め全教職員で共通理解しているか。		
	3 緊急時の登下校の方法について、児童・生徒等や保護者が周知しているか。		
	4 緊急時の下校を実施することになった場合、保護者に連絡がとれるシステムがあるか。		
	5 P T Aや地域ボランティアに、校内外の巡回等の協力を得ることが可能か。		

観 点	具体的な点検項目	評価	改善の手立て
Ⅱ 不審者の侵入 など緊急時の体制	1 正確な情報が直ちに校長、副校長に連絡され、適切な指示が伝達される連絡体制を整備しているか。		
	2 不審者侵入の事実を確認した時点で、「非常通報体制・学校110番」に通報できるようになっているか。		
	3 不審者の移動を阻止したり、別室に隔離したりできるような体制ができていないか。		
	4 恐怖感を与えずに、児童・生徒等の避難誘導を迅速に行い、児童・生徒等の安全確保を確実にできるようになっているか。		
	5 負傷者が出た場合、迅速に応急救治、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
	6 警察、消防などの関係機関と速やかに連絡がとれる体制を整備しているか。		
	7 直ちに、教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援などが得られる体制を整えているか。		
	8 保護者や地域、近隣学校等に対して、迅速に連絡がとれる体制等を整えているか。		
	9 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への情報提供などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		

「リーフレット『子どもの命は大人みんなで守る』（東京都教育委員会）から」

第5 事故情報等の収集

学校における事故の未然防止及び再発防止を図るためには、過去に発生した事故や災害に関する情報を的確に把握することが重要である。

このため、学校が参考とすべき外部機関等による事故情報や統計資料を示す。

1 子供を事故から守る環境づくり

東京都子供政策連携室では、産・官・学・民連携の下、エビデンス・ベースの予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進している。

具体的には、子供の事故情報を一元的に管理するデータベースの構築や、事故事例の分析、子供の行動特性の解析等を通じ、安全な環境づくりに資する提言を行うとともに、事故予防に関するデジタルブック等を作成し、分かりやすい情報発信を行っている。

<https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/suisin-team/kodomowo.jikokaramamoru>

2 独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校の管理下の災害」

同センターのホームページでは、学校の管理下において発生した児童・生徒等の事故・災害について調査を行い、負傷や疾病に関する統計資料等を公表している。

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/kanrika/tabid/3025/Default.aspx>

第2章 新興感染症編

季節性インフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症等は、集団で活動する場である学校において、感染が拡大しやすい特徴がある。学校では、集団生活に伴い感染の発生そのものを完全に防ぐことは困難であるが、感染拡大を最小限に抑えることが重要である。

特に、新興感染症など未知のウイルスについては、多くの人が免疫を有していないため、短期間で爆発的な流行が生じる可能性が高い。

学校においては、日常的な手洗いの励行等による感染予防に努めるとともに、児童・生徒等の健康状況を注意深く把握する必要がある。発熱などの症状が見られた場合には、速やかに保護者に連絡し、医療機関の受診を促すなど、適切かつ迅速な対応を行うことが重要である。

1 2009年の新型インフルエンザの流行を振り返って

平成21（2009）年に世界中で大流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）は、幸いにも強毒性ではなかったものの、日本国内における医療機関の受診者数は2,068万人に達し、通常の季節性インフルエンザと比較すると2倍以上となった。このことから、多くの人が免疫を有していない感染症は大規模な流行に発展しやすいことがわかる。

また、日本国内のピーク時における1医療機関当たりの患者数は、全国平均が39.63人であったのに対し、東京都では28.03人と少なかった。人口や物流が集中する都市であるにもかかわらず、東京都において感染拡大が比較的抑えられたことは特筆すべき点である。これは、学校において流行の初期段階から手洗い・うがいの励行、毎日の検温や臨時休業（学校閉鎖等）の基準を早期に示したことや、学校閉鎖期間中に不要不急な外出を控える対応などを徹底したことが、一定の効果を上げたためと考えられる。

2 2020年の新型コロナウイルス（COVID-19）を振り返って

令和2（2020）年1月に我が国で最初の新型コロナの感染者が確認されて以降、感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響があった。この未曾有の感染症危機において、都は、国・区市町村・近隣県等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、都民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

教育庁においては、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン（都立学校）」を策定の上、繰り返し改訂し、周知するとともに、オンライン学習の導入や児童・生徒等及び教職員の健康管理、校内の換気・消毒など、学校現場における基本的な感染症対策の徹底を図ってきた。同ガイドラインは令和5（2023）年5月の新型コロナの5類感染症への移行に伴い廃止したが、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、5類感染症への移行後においても、家庭との連携による児童・生徒等の健康状態の把握や、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導といった対策を講じている。

3 校内・地域で発生した場合

対応期（封じ込めを念頭に対応する時期）において、校内で強毒性の新型インフルエンザ等感染症やその他の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を行う。

学校閉鎖を実施する場合には、事前に準備していた学習課題を児童・生徒へ配付する。閉鎖期間中は、電話やオンライン等の連絡手段を活用し、課題の進捗状況や生活習慣、健康状態等を把握した上で、適切な指導を行う。

また、指導計画や教材の作成、オンラインを活用した学習支援など、授業準備や学校経営に必要な業務は継続するとともに児童・生徒の学びの継続に可能な限り努める。

さらに、同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を取るようになる。

ただし、地域での罹患状況や毒性を勘案して、どの範囲まで学校閉鎖をするかを判断することとしている。他の新興感染症に関しても同様な対応が取られるので、学校経営支援センター及び学校健康推進課と連絡を密に取るようにする。

なお、総務局総合防災部の「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」によれば、対応期には、最大で4割の教職員が出勤できず、継続すべき業務の担当者や決定権者が不在となるおそれがある。このため、準備期から業務を整理し、事案決定の臨時代行者や副担当者をあらかじめ定めておくなど、担当者が不在の場合でも、迅速に対応できる体制を整えておくことが重要である。

4 学校において新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒等が発生した場合

新型インフルエンザ等が国内発生する前の段階において、学校において発熱等の症状を理由に医療機関を受診した結果、新型インフルエンザ等と判明した場合には、速やかに学校医、所管の保健所、学校経営支援センター及び学校健康推進課に連絡する。

連絡後は、学校健康推進課の指示を踏まえ、学校閉鎖等の必要な対応について検討を行うものとする。その他の新たな感染症についても同様での対応を行う。

初動対応に当たっては、次のような取組により、感染拡大の防止に努めるものとする。

(1) 病名が判明する前に行う対応

- ・発熱や嘔吐等の症状が見られた場合には、当該児童・生徒等にマスクを着用させ、他の児童・生徒等との接触を避けるため、可能な限り空き教室等で安静に休ませるとともに、体温計による体温測定を行い、症状の経過を観察する。他の児童・生徒等の健康状態についても確認する。
- ・保護者に連絡し、当該児童・生徒等を引き取りに来てもらう。高校生等であり自力での帰宅が可能な状態である場合には、保護者に連絡の上、帰宅させるものとし、かつ医療機関受診後の診断結果について報告を求める。
- ・吐物等の処理や汚染された衣類等の片付けを行う際には、ビニール手袋やマスク等を着用し、直接接触を避ける。
- ・吐物等の処理に使用したペーパータオルや汚染された衣類等については、衛生的に廃棄する。廃棄できない衣類等については、塩素系漂白剤又は熱湯によるつけ置き洗いをを行う。
- ・吐物が付着した床等については、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約 200ppm。市販の塩素系漂白剤〔塩素濃度 5～6%〕を約 250 倍に希釈）を用いて浸すように拭き取りを行う。その際、塩素ガスの発生に十分注意すること。吐物等の処理後は、必ず十分な手洗い及びうがいを行う。

(2) 新興感染症と判明した場合

- ・新興感染症であることが判明した場合には、直ちに学校経営支援センター及び学校健康推進課へ連絡し、学校閉鎖等を含めた今後の対応について、助言及び指導を受けるものとする。

5 鳥インフルエンザが野鳥及び家禽（かきん）で流行しているとき

(1) 児童・生徒等が都内で複数の野鳥の死骸を発見した場合

- ・日本国内において鳥インフルエンザが発生している段階で、複数の野鳥の死骸を確認した場合には、児童・生徒等に対し、絶対に直接手で触れないことを指導するとともに、速やかに学校へ連絡するよう指示する。
- ・学校は、発見場所に応じて、以下の関係機関へ連絡を行う。
 - ①区部の学校：環境局自然環境部計画課（03-5388-3505）
 - ②多摩部の学校：多摩環境事務所自然環境課（042-521-2948）
 - ③島しょ部の学校：管轄する支庁

(2) 学校の飼育小屋で家禽（かきん）が複数死亡していた場合

- ・学校で飼育している家禽（かきん）が複数死亡していることを確認した場合は、児童・生徒等に絶対に直接手で触れさせないよう指導する。処理に当たっては、教職員がマスク及びビニール手袋を着用した上で対応するとともに、速やかに学校経営支援センター、学校健康推進課及び所管の家畜保健衛生所へ連絡する。
- ・飼育小屋については、野鳥から家禽（かきん）への鳥インフルエンザの感染を防止するため、日常的に屋根や網に破損がないか点検し、適切に整備しておくことが重要である。

6 新型コロナウイルス感染症対策について

感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）では、感染症について、感染力や感染した場合の重篤性等を総合的に勘案し、1類から5類までに分類するとともに、感染拡大を防止するため、行政が講ずることのできる対応や措置を定めている。

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から「5類感染症」に位置付けられた。

これに伴い、法律に基づき行政が一律に要請や関与を行う仕組みから、個人の選択を尊重し、国民一人ひとりの自主的な取組を基本とする対応へと移行している。

学校における感染症対策についても、こうした位置付けの変更を踏まえつつ、基本的な感染症対策の考え方については、引き続き、国が示す情報等を参考とするものとする。

【参考】新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について（厚生労働省ホームページより）

○基本的感染対策の考え方について

- ・基本的感染対策について、政府として一律に対応を求めることはありません。
- ・感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となります。
- ・基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。
- ・個人や事業者が自主的に判断して実施する際は、以下の内容について参考にして下さい。

＜基本的感染対策の考え方＞

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。一定の場合にはマスク着用を推奨（下記参照）
手洗い等の手指衛生	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効
換気	
「三つの密」の回避 「人と人との距離の確保」	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

＜考慮に当たっての観点＞

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策（※）の有効性
※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
- ・実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複・代替可能性 など

＜マスク着用が効果的な場面＞

高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨している。

【新型インフルエンザ等の発生段階及び各段階の概要】

段階	区分の説明	概要
準備期	発生前の段階	● 水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、都民に対する啓発や都・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初期期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	● 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	● 政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	● 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	● ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	● 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

出典：総務局総合防災部「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」

第3章 事故編

第1 大規模な停電

1 特別支援学校への自家発電設備の設置

特別支援学校には、停電時に電気を校内の要所（体育館、校長室、経営企画室、保健室、昇降口等）へ給電するための自家発電設備を全校に設置している。ただし、発電機の運転可能時間は、学校によって異なることに留意する必要がある。

これらの要所には、非常時用コンセントが設置されており、災害時用の仮設型照明器具、携帯ランプ、電源コード等一式が各校に備えられている。

長時間にわたり停電が継続すると見込まれる場合には、自発呼吸ができない等の児童・生徒等のための電源確保を最優先とし、備蓄しているガソリン（災害時帰宅支援ステーション用のガソリンを含む。）を生命優先で使用する。

あわせて、必要に応じて近隣のガソリンスタンドでガソリンを購入するなどの措置を講じる。

2 全都立学校への非常用発電機の設置

全ての都立学校には、災害時帰宅支援ステーション用として、停電時の投光用の非常用発電機を設置している。この発電機は、避難所用としても活用することができる。

3 東京電力の対応

東京電力では、病院等の医療施設等や避難所に対して、優先的に送電を行うこととしている。

4 太陽光発電設備の自立運転機能、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備の設置

太陽光発電設備を設置している都立学校では、停電時に自立運転機能を活用することで、投光器や携帯電話の充電等の電源として使用することが可能である。

また、停電時にも稼働可能な機能を備えた空調設備を体育館等に設置している都立学校もあり、発電機としても活用可能である。

これらの設備や機能を災害発生時に円滑に活用できるよう、教職員は、平時からマニュアル等により使用方法を確認し、操作方法を十分に把握しておくことが重要である。

5 エレベーター閉じ込め対策

都立学校のエレベーターには、震災時の安全性の確保及び既存エレベーターの閉じ込め防止対策として、安全装置（※1 P波感知型地震時管制運転装置、※2 停電時自動着床装置、※3 リスタート運転機能）が設置されている。

また、全てのエレベーターには、大震災などにより万が一ロープが切断した場合に備えて、非常停止装置が設けられている。

※1 P波感知型地震時管制運転装置

初期微動（P波）を感知すると、本震（S波）到達前に最寄階に停止してドアを開き、乗客を降ろす装置である。本震（S波）が小さい場合には通常運転に戻るが、震度4以上の揺れを感知した場合には、運転を休止する。

※2 停電時自動着床装置

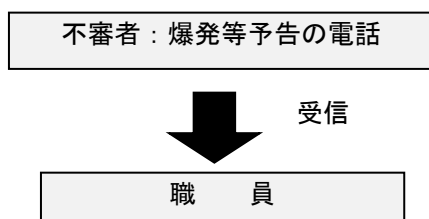
停電によりエレベーター階間停止した場合でも、バッテリー電源により自動的にエレベーターのかごを最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、乗客を救出する装置である。

※3 リスタート運転機能

地震を感知して、救出運転中に他の安全装置が作動して階間停止した場合でも、安全条件が満たされれば、かごを最寄階まで低速運転で着床させた後にドアを開き、乗客を救出する機能である。

第2 爆破予告等における処理事例

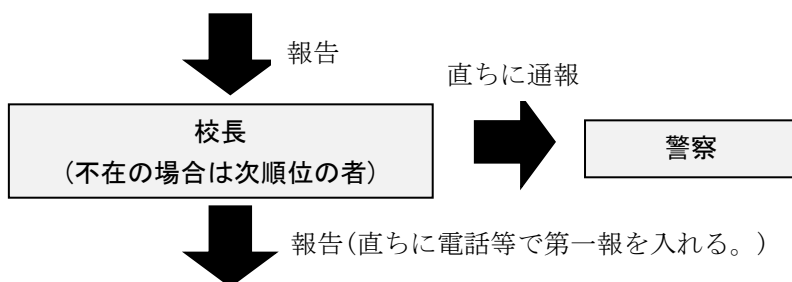
1 電話による犯行予告の場合



- 下記「犯行予告等への対応表」により冷静に対応するとともに、必要な情報の把握に努める。
- 相手に気付かれないよう、同勤者（同じ職場に勤めている教職員等）と連絡を取り合う。あらかじめ合図やサイン等を決めておく。
- 可能な限り、録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- 電話のスピーカー機能を活用し、同勤者にも電話内容が聞こえるようにして、協力を求める。その際、相手に察知されないよう、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- 予告電話をいわずに電話と感じた場合でも、必ず校長（不在の場合は次順位の者）へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認（電車の走行音、放送等）



（事故発生報告等事務処理要綱のとおり。別添資料3-9-1）

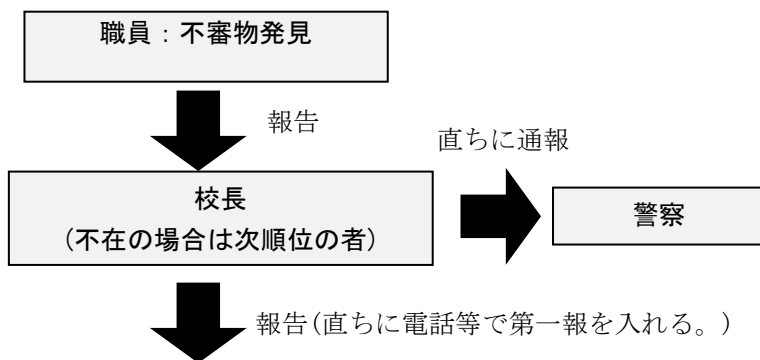
☆爆破等予定時刻が迫っている場合や、不明な場合には、直ちに全ての人を避難させる。

爆破等予定時刻に一定の余裕がある場合は、警察や学校経営支援センターと協議の上、状況に応じて適切に対応する。

【不審物を搜索する場合は…】

- ・ 爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けてから不審物の搜索を行う場合には、本庁舎にあっては総務課長、事業所にあっては庶務担当課長等、学校にあっては校長（不在の場合は次順位の者）の指揮の下で実施する。
- ・ 指揮者は、可能な限り搜索要員を編成し、概要説明を行った上で、担当区域及び不審物発見時の対応について指示した後、搜索を実施する。
- ・ 搜索要員は、指揮者の指示に基づき担当区域について責任をもつてくまなく（執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等）搜索を行い、不審物の発見に努める。

2 不審物(爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いがある物等)を発見した場合



(事故発生報告等事務処理要綱のとおり。別添資料3-9-1)

- 不審物には一切触れない。
- 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。
- ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- 中身が飛散するおそれがある場合には、危険の及ばない範囲で、ビニールで覆う等の対応を行う。
- 核、ウイルス・細菌等、被ばく又は感染おそれのある物を発見した場合は、当該場所（部屋等）を離れてドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにする。
- あわせて、その場所又は部屋にいた全ての人の名簿を作成する。
- 汚染されたおそれのある人は、速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等に入れて密閉する。
- 汚染のおそれがある場合は、付近の空調設備や扇風機等を停止する。
- その後、警察を通じて保健所から連絡が来るので、その前に慌てて医療機関を受診する必要はない。ウイルス・細菌の場合は潜伏期間があるため、直ちに自覚症状が現れることは通常ないが、何らかの自覚症状がある場合には医療機関を受診する。

【不審物等に対する着眼のポイント】

- 導火線、乾電池、時計等が取り付けられている
- 火薬等の薬品のような臭いがする
- 金属片や粉末状の物が入っている様子がある。
- 秒を刻むような音が聞こえる。
- 包装や外装に粉状の物等が付着している。
- 形状や重さが不自然である。 など

第3 交通事故への対応

毎年、多くの児童・生徒等が通学中に交通事故に遭遇し、死傷している。

交通事故の発生状況には、「いつ・どこで・どのように発生するか」といった一定の特徴があることから、適切な管理及び交通安全教育を行うことで、児童・生徒等が交通事故の被害者又は加害者となる可能性を最小限に抑えることができる。

1 交通事故発生後の対応

交通事故が発生した場合には、管理職の判断の下、以下の対応を行う。

(1) 初期対応

事故の第一報が学校に入った後、未通報の場合は、必要に応じて110番又は119番通報を行う。その上で、交通事故の現場に急行し、児童・生徒等の状態や事故の状況等を把握する。

また、他の教職員と連携しながら、次の対応を迅速に行う。

- ・負傷者がいる場合の応急手当及び安全確保
- ・保護者への連絡
- ・当事者となった児童・生徒等の心情に配慮し、気持ちを落ち着かせる対応
- ・周囲に他の児童・生徒等がいる場合は、現場から離すなどの安全確保を指示
- ・教育委員会等への連絡

(2) 二次対応と対策本部

事故に関する情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と緊密に連携しながら、負傷者の容体把握、保護者への対応、今後の対応策、他の児童・生徒等への指導等について検討する。

重大かつ深刻な交通事故の場合には、緊急の対策本部を設置し、組織的かつ迅速な対応を講じる。

(3) 事故状況の調査・報告

事故の発生状況や事故原因に関わる事実について調査・記録を行い、教育委員会等へ報告する。

記録した情報は、今後の再発防止に向けた安全管理及び安全教育の見直しに活用する。

(4) 当事者となった児童・生徒等への対応

交通事故の当事者となった児童・生徒等には、本来、警察等への通報や加害者としての責任対応など、取るべき行動が求められる場合がある。

しかし、発達段階や理解の程度、事故発生時の精神状態等により、自ら適切に対応できない場合も想定される。

このため、事故後に児童・生徒等が取った行動を確認し、対応が不十分と認められる場合には、必要な支援及び指導を行う。

(5) 心のケア

交通事故の経験により、児童・生徒等が心に深い傷を負った場合は、専門家による心のケアが必要となる。

特に、次のような場面を経験した場合には、事故当事者に限らず、周囲の児童・生徒等についても、心的外傷後ストレス障害（PTSD）に発展する可能性が高いことから、適切なケアを行う必要がある。

- ・きょうだいや友人が死亡又は重傷となる事故に遭う場面を目の当たりにした場合
- ・児童・生徒等が加害者となり、他者に重いけがを負わせた場合
- ・自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ場合

2 被害者・加害者にならないための事前の対策

(1) 児童・生徒等の事故の実態把握

交通事故の未然防止に向けては、ヒヤリ・ハット事例を含め、児童・生徒等の交通事故の実態を把握することが出発点となる。

具体的には、「いつ、どこで、どのような事態が発生したのか*を整理し、傾向を把握する。

特に、自転車通学を許可している学校では、自損事故や軽微な接触事故を含め、事故が頻発している場合があることに留意する必要がある。

また、横断時の未確認、一時停止の不徹底などの不安全行動が見られないか、登下校時の行動を観察し、管理及び指導上の課題を明らかにすることが重要である。

なお、事故発生件数が多い傾向として、次のような事例が挙げられる。

- ・ 7歳前後の児童の「飛び出し事故」
- ・ 各校種に共通して見られる「1年生の事故」
- ・ 中学生・高校生の「自転車事故」

(2) 通学路の点検

効果的な指導につなげるため、定期的に通学路の点検を行い、交通事故につながる環境要因を特定し、改善を図ることが重要である。

通学環境の安全性を高めるため、危険箇所の抽出、要員の分析、継続的な管理という一連の取組を実施する。

(3) 児童・生徒等への指導

児童・生徒等が交通事故に遭った際、適切に対応できるよう、その発達の段階に応じて、次の事項について日常的に理解を深めるよう指導する必要がある。

①警察への通報

事故発生時の基本的な対応について理解させる。

※速やかに警察へ通報すること、相手方車両のナンバーを確認し、おぼえておくこと等

②加害者の責任

加害者となった場合に生じる責任について理解させる。

ア 刑事上の責任（相手を死傷させた場合、重過失致死傷罪等に問われる）

イ 民事上の責任（被害者に対して損害賠償責任を負う）

ウ 行政上の責任（運転免許の停止処分等を受ける）

エ 道義的責任（被害者を見舞い、謝罪する）

※児童・生徒等が加害者となった場合、本人及び家族に大きな心理的負担が生じるだけでなく、将来の進路等に影響を及ぼす場合がある。

※自転車に関する各種保険についても、併せて周知することが重要である。

(4) 効果的な交通安全教育

危険予測や危険回避に関する学習を通して、児童・生徒等が実際に安全な行動を取れるようにすることが重要である。

交通ルールに従った行動が実行できること、「止まる・見る・確かめる」など、自分の力で自分を守る行動を適切に実行することが、教育の大きな目標となる。

また、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた指導は、交通安全教育においても有効とされている。交通安全マップ作りやモデリング、ミラーリングなど、実態に応じた指導方法や教材を活用し、効果的な教育を実践すること。

①モデリング

模範となる他者の行動を観察することにより、その行動を習得する学習方法

②ミラーリング

他者の行動を観察し、自身の行動を振り返る学習方法

3 部活動等の移動において貸切バスを利用する場合の安全確保

部活動等の移動には事故発生の危険が伴うことを踏まえ、安全確保に万全を期す必要がある。

このため、移動手段は公共交通機関を原則とするが、やむを得ず貸切バスを利用する場合には、生徒の安全確保を最優先とし、以下の点について整理の上、学校組織として必要な安全管理を行うこと。

(1) 基本的な考え方

校長は、部活動等の移動において、貸切バスを利用して生徒を校外へ引率する場合には、移動中を含め学校管理下の教育活動であることを踏まえ、安全確保を最優先として、学校組織として必要な安全管理を行うものとする。

(2) 計画段階における安全管理

①長距離又は長時間の移動を伴う場合は、次の事項を総合的に確認し、無理のない移動となるよう計画すること。

- ア 当該活動を学校教育活動として実施する必要性
- イ 移動距離、運行時間及び行程
- ウ 引率体制

②活動内容、移動方法及び実施時期等について、安全確保に支障が生じるおそれがある場合は、柔軟に変更、中止できる計画とすること。

③実施計画等については、事前に管理職の承認を受けること。

(3) 貸切バスの契約等の確認

①貸切バスを依頼する場合は、当該事業者の運送引受書や、貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス）の認定状況、業務運営上必要な登録、保険加入等、安全確保の状況について、直接又は旅行代理店等による適正な確認を行うこと。

②契約に当たっては、次の事項を確認すること。

- ア 契約主体
- イ 運行日時及び行程
- ウ 乗車可能人数
- エ 車両及び運転者
- オ 運行経路
- カ 緊急時の連絡先
- キ キャンセル時の取扱い

(4) 保護者・関係者への情報共有

学校は、遠征等の実施前に、次の事項について保護者を含む関係者間で共有すること。

- ア 事故防止に関する対応方針
- イ 行程及び移動方法
- ウ 利用事業者又は車両
- エ 集合及び解散場所
- オ 引率体制
- カ 緊急時の連絡体制

- キ 医療機関等の連絡先
- ク 保護者への連絡方法

(5) 貸切バスを利用する場合の当日の確認事項

- ①出発前、休憩時、目的地到着時、帰路出発時及び帰着時に、次の事項を確認すること。
 - ア 人員及び座席の確認
 - イ 体調の確認
 - ウ 乗降時の安全確保
 - エ 緊急時の役割分担
 - オ シートベルトの着用状況
- ②乗車前に、使用車両のナンバープレートが事業用自動車（緑ナンバー）であることを確認すること。
- ③荒天その他の事情により安全な実施が困難な場合は、行程変更、待機、帰校又は中止を含め、校長又は引率責任者が判断すること。
- ④顧問・部活動指導員等は安全管理を行うとともに、貸切バスを利用する際には必ず同乗すること。

(6) 事故発生時の対応

- ①児童・生徒等の安全確保及び生命維持を最優先とし、引率者は次の措置を迅速に行うこと。
 - ア 二次被害の防止
 - イ 救命処置及び応急手当
 - ウ 119 番又は 110 番への通報
 - エ 管理職等への連絡
 - オ 保護者への連絡
- ②事故の状況、対応経過等を時系列で記録すること。
- ③必要に応じて、関係者への説明、心のケア及び再発防止策の検討を行うこと。

(7) 学校組織としての取組

- ①本安全管理は、特定の教員のみ委ねることなく、校長の責任の下、学校組織全体で実施すること。
- ②校長は、各学校の実情に応じて、学校危機管理計画等を見直し、教職員に周知すること。
また、必要に応じて、同計画に基づき、訓練、研修及び事後検証を行うこと。

(8) タクシー、レンタカーを輸送手段として利用する場合の留意事項

- ①タクシーを利用する場合は、使用車両のナンバープレートが事業用自動車（緑ナンバー）であることを確認すること。
- ②レンタカーの利用は、公共交通機関や貸切バス等による対応が困難な場合などに限り、必要性を十分に検討した上で実施するものとし、校長は都教育委員会へ協議を行い、承認を得ること。学校は、自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、貸渡証を受領し、当日携行すること。
- ③レンタカーを利用する場合は、次の事項を確認する。
 - ア 運転者が必要な運転免許を有し、運転経験や体調等に問題がないこと。
 - イ レンタカーには対人・対物等の基本的な保険が付帯されていることを踏まえ、当該車両が適切な保険に加入していることを確認するとともに、補償内容について必要な確認を行うこと。
 - ウ 車両の状態に異常がないこと。
 - エ レンタカーの利用を申し込む際には、実際に運転する者をあらかじめ運転者として登録し、契約に基づく運転者以外が運転することのないよう徹底すること。また、運転者の追加・変更が必要な場合には、事前にレンタカー事業者の手続きを行い、貸渡約款を遵守すること。
- ④タクシー、レンタカーを利用する場合も貸切バスの場合と同様、上記(1)～(7)を整理の上、学校組織として必要な安全管理を行うこと。

【参考文献】

- 令和 8 年 5 月 12 日付 8 教指企第 222 号「部活動の合宿や遠征等に係る貸切バスの利用等について（通知）」
- 令和 8 年 5 月 19 日付 8 教指企第 261 号「部活動の遠征等における安全確保について（通知）」
- 令和 8 年 5 月 29 日付 8 教指企第 308 号「部活動等の移動に係る安全確保について（通知）」
- 令和 8 年 6 月 30 日付 8 教指企第 459 号「『学校教育等に関する移動の安全確保のための対策』のとりまとめについて（通知）」
- 令和 8 年 7 月 3 日付 8 教指企第 472 号「学校教育等に関する移動の安全確保について（通知）」
- 東京都 教育庁 指導部 部活動振興・体験活動担当作成
「部活動等の移動において貸切バス等を利用する場合の安全確保に関するチェックリスト」令和 8 年 7 月改訂版
- 文部科学省「学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 2 月）」
第 1 章 危機管理マニュアルについて 1－1 各学校における危機管理マニュアルの作成について
- 文部科学省「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン（令和 3 年 6 月）」
[解説編] 2－2－6 教育活動の様々な局面における未然防止対策

【参考】「部活動等の移動において貸切バス等を利用する場合の安全確保に関するチェックリスト」
令和 8 年 7 月改訂版

別紙
【部活動等の移動において貸切バス等を利用する場合の安全確保に関するチェックリスト】令和 8 年 7 月改訂版

学校名等	都立	学校	課程・学部	行事名
実施日	令和	年	月	日
引率者（代表に○）				

【貸切バス等利用日概ね 1 か月前】

1 事前計画

引率者
チェック欄

副校長
チェック欄

(1) 学校教育活動の一環である部活動として実施する活動の必要性を確認した。

(2) 移動距離、運行時間、適切な休憩時間の確保等、無理のない行程となっている。

(3) 実施計画等について、事前に管理職が承認した。

(4) 引率体制に不足がない。

(5) 荒天その他の事情により安全な実施が困難な場合は、活動内容、移動方法及び実施時期等を柔軟に変更、中止できる計画になっている。

2 車両・契約確認

2-1 貸切バスの場合 ※（１）、（２）については、直接又は旅行代理店等に確認を行う。

(1) （公社）日本バス協会が公開するセーフティバス認定事業者の一覧に記載された業者であるか確認した。

(2) 安全確保（業務運営上必要な登録・保険加入等）について、確認した。

(3) 契約書等の書面により、契約内容（日時・人数・経路等）を確認した。

2-2 やむを得ない事情によりレンタカーの使用が許可された場合

(1) 公共交通機関や貸切バス等による対応が困難な場合などに限り、必要性を十分に検討した上で校長から都教育委員会へ協議を行い、承認を得た。

(2) 運転者が必要な運転免許を有していることを確認した。

(3) 事業者から受領した書類等で、適切な保険に加入していることを確認した。

3 関係者間の事前共有

(1) 保護者に対して、行程、移動方法等について事前に連絡している。

(2) 保護者に対して、緊急時の連絡方法について事前に連絡している。

(3) 引率者間で役割分担について明確に定めている。

(4) 引率者間で緊急時の医療機関等への連絡について共有している。

【貸切バス等利用日】

1 利用前

引率者
チェック欄

副校長
チェック欄

(1) 使用車両（貸切バス・タクシー）のナンバープレートが事業用自動車（緑ナンバー）であることを確認した。

2 出発前・休憩時・到着時・帰路出発・帰着時

(1) 引率する教職員は生徒等が乗車するバス等に同乗した。

(2) 車両乗車時に、シートベルトの着用について徹底した。

(3) 生徒等に対し、健康状態等異常時は引率者に報告するよう指導した。

(4) 乗降の都度、人員確認、健康状態確認を実施した。

(5) 乗降時における車両前後の横断等の安全確認について生徒等に指導・確認した。

(6) やむを得ない事情によりレンタカーの使用が許可された場合、契約したレンタカー事業者から受領した貸渡証を携行した。

【貸切バス等利用後】

(1) 事故・ヒヤリハット等の発生状況をまとめ、必要に応じて再発防止策を講じた。

(2) 学校危機管理計画の改善点を整理し、必要に応じて改定した。

保存期間 3 年 令和 年 月 まで

上記の内容を確認しました。

確認日
令和 年 月 日

所 属
都立

氏 名
学校長
(自署)

第4章 テロ、NBCR災害編

第1 テロ行為

警察庁組織令第40条では、テロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動」と定義している。

また、米国の連邦捜査局（FBI）は、テロ行為を「政治的又は社会的目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的なかたちで武力を行使すること」と定義している。

これらの定義によれば、テロ行為は、次の三つの要素から構成される。

- ・政治的又は社会的な目的に基づいていること。
- ・脅威を与え、又は威圧することを企図していること。
- ・非合法的であり、武力の行使を伴うこと。

このため、政治的又は社会的な目的を伴わない爆発事件、脅威を与える意図のない自動車事故、武力の行使を伴わない火災などについては、たとえ大規模なものであっても、テロ行為に該当しない。

しかし、事件発生初期段階においては、その目的や企図が不明である場合が多く、「テロ行為」であるか否かは、事件の全容がほぼ解明された段階となることが多い。

したがって、学校現場においては、発生当初から事案を断定するのではなく、関係機関と連携しながら、危機対応として適切に行動することが重要である。

1 テロ行為の分類

テロ行為は、用いられる手段等により、次のように分類される。

- ・核兵器（Nuclear）
- ・生物兵器（Biological）
- ・化学兵器（Chemical）
- ・放射性物質（Radiological）
- ・放火（Incendiary）
- ・爆発物（Explosive）
- ・サイバーテロ（Cyber terrorism）

2 テロの標的対象

一般に、テロの標的となりやすい対象として、次のような施設等が挙げられる。

- (1) 政府又は軍施設
- (2) 防衛関連企業、銀行、証券取引所
- (3) エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
- (4) 銃砲、火薬類を保管する施設
- (5) スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場

※出典 「危機管理実務必携」危機管理実務必携編集委員会：（株）ぎょうせい

しかしながら、これらに限らず、学校がテロの標的となる可能性も否定できないことから、学校においても、日頃から警戒意識を持ち、関係機関と連携した危機管理体制を整えておくことが重要である。

3 テロが行われる（た）場合

(1) 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けた旨の犯行声明が行われた場合であっても、生物兵器等は風向き等の影響により被害が拡大するおそれがあり、学校独自の判断は危険な場合がある。このため、冷静に本庁からの指示に基づき対処する。

当該校に生物兵器等を仕掛けた旨の予告があった場合には、「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 1 電話による犯行予告の場合」に従って行動する。

(2) 事前に犯行声明がなかった場合

不審な物を発見した場合には、「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等を発見した場合）」に従って行動する。

第2 NBCR災害（テロによる場合を含む）

NBCR災害とは、核（物質）（**N**uclear）、生物剤（**B**iological）、化学剤（**C**hemical）、放射性物質（**R**adiological）に起因する災害をいう。ここでは、それぞれの災害について、概要及び特徴、基本的な対応の考え方を示す。

1 核（物質）による災害

(1) 核（物質）の概要と特徴

①概要

- ・ 都内には原子力施設が存在せず、また、他県に所在する原子力施設における「防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも都の地域は含まれていないことから、一般的に、原子力施設に起因災害が発生する可能性は低いと考えられている。
- ・ 一方、都内には、医療機関や研究施設など、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設が存在する。これらの施設では、厳格な法規制等の下で、放射性物質が厳密に管理されている。
- ・ しかし、核物質等が盗難に遭った場合には、それらがテロ等に悪用される可能性がある。
- ・ このように核物質を使用する、又は核物質取扱施設等を攻撃し、放射性物質の放出を狙う行為を、核（物質）テロという。

②特徴

核（物質）テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

- ・ 放射性物質や放射線は、五感では感知できないため、被ばくの有無や影響がわかりづらい。
- ・ 放射線量は測定機器により確認できるが、テロ発生の初期段階では、災害の把握や、原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
- ・ 一般的に放射線に関する知識が十分ではないため、不安を抱きやすい。
- ・ 風評被害を含め、人心不安への影響が大きい。

(2) 核（物質）テロに対する基本対応

①人心不安への対応

- ・ 放射線や放射性物質は五感では感知できないため、被害の程度や災害の影響が分かりにくく、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがある。
- ・ このため、確実な避難等の措置を講じるに当たっては、被ばく線量や放射線が人体に及ぼす影響等について、分かりやすく情報提供することが重要である。

②災害現場における基本的な対応

- ・ 災害現場において、放射線の放出が少しでも疑われる場合には、放出があるものと仮定して行動することを原則とする。
- ・ その上で、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、国や関係機関と連携を図りながら、原子力災害の特性を踏まえて対処することを基本とする。

2 生物剤による災害

(1) 生物剤の概要と特徴

①概要

- ・生物剤とは、「微生物であって、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するもの」をいうと定義（※）されている。

※細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律

- ・これら生物剤がテロリストの兵器として使用される行為を生物テロという。
- ・世界保健機関（WHO）では、生物テロに使用される可能性の高い病原体をあげており、また、米国疾病管理予防センター（CDC）では、特に危険性が高く、早期の対策が必要なものをカテゴリーAとして分類しており、天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兔病、エボラ出血熱等が指定されている。

②特徴

生物テロ災害には、次のような特徴があげられる。

- ・生物剤は、使用時点での検知が困難であり、発症後も、人為的なものか自然発生か、集団感染か個別発生かの判断が難しい場合が多い。
- ・感染した者が移動することにより、二次感染が発生し、被害が広範囲に拡大するおそれがある。
- ・通常は発症しない、又は発症頻度の低い疾病が現れる場合がある。

(2) 生物剤に対する基本対応（天然痘を例に）

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへ感染することから、適切なまん延防止措置を講じ、二次感染の拡大を防止する体制を構築することが重要である。

また、早期に的確な保健医療対応が行われれば、まん延を抑制することが可能であることから、迅速な初動対応を行う体制を確保するとともに、平常時から区市町村、警察、消防等の関係機関との連携体制を強化しておく必要がある。

3 化学剤による災害

(1) 化学剤の概要と特徴

①概要

- ・化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性等を利用して、人体や動植物等に被害を与えるものと定義されている。
- ・これらの化学剤が、テロリストの兵器として使用される行為を化学テロという。

②特徴

通常の化学災害と比較した場合の、化学テロ災害の主な特徴は次のとおりである。

- ・通常は化学物質を取り扱わない場所において、局所的かつ集中的に急性症状を示す死傷者が発生し、原因物質の特定が困難である場合が多い。
- ・一般的に、目や気道（口・鼻）、皮膚等に刺激症状が現われる。
- ・殺傷を目的として合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致命的となるおそれがある。
- ・建物内部や交通機関内部などの閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。
- ・同時多発的に、又は広範囲に散布される可能性がある。

(2) 化学テロに対する基本対応

化学テロ災害が発生した場合には、時間帯、発生場所、気象条件等によって、二次災害の発生や被害の拡大につながるおそれがある。

このため、防災関係機関が相互に連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期特定に努めることが重要である。

また、東京都の各部局は「サリン等による人身被害の防止に関する法律」（平成7年4月21日法律第78号）第4条に基づく警察官等の措置について、協力を求められた場合には、必要な協力を行うこととしている。

4 学校において共通する対応

- ・不審物を発見した場合は、「第3章 第2 爆破予告等における対処事例 2 不審物（爆発物、核、ウイルス・細菌、化学剤の疑いのある物等）を発見した場合」に従って行動する。
- ・NBCR災害時が発生した場合には、災害の状況等に応じて、東京都危機管理対策会議が開かれ、東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）が設置される場合がある。
- ・都本部等は、災害の規模や程度から、周辺住民の避難が必要と判断した場合、当該区市町村長に通報する。なお、住民への具体的な避難勧告は、区市町村が行う。
- ・当該区市町村から、協定に基づき避難所の開設が求められた場合には、教職員はこれに協力する。
- ・児童・生徒等の避難に関しては、教育庁危機管理対策本部からの指示に基づいて行う。

【対策を講じる上での留意事項】

- 迅速かつ確実な情報連絡体制を確立すること。
- 指示（命令）の迅速に伝達するとともに、各局が有機的に連携して対応できる体制とすること。
- 各災害の特性を踏まえ、状況に応じた適切な対策を実施すること。

第3 教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

国内外で大規模テロリズムが発生した場合に備え、警戒レベルに応じた点検及び警備対応を行い、児童・生徒等や教職員、都民等の身体・生命及び財産の安全を確保するため、平成23年5月に「教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針」（別添資料2－8）を策定している。

テロの発生又は発生が想定される場合には、本指針に基づき校内体制を整え、適切に対応すること。

第5章 弾道ミサイル編

第1 弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動

近年、学校への犯罪予告やテロ事案、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案など、新たな危機事象への対応が求められている。

このため、学校における危機管理については、社会情勢の変化を踏まえ、適時適切に見直しを行い、常に最新の状況にしておくことが重要である。

なお、避難訓練等、国民保護に関する取組を実施する際には、保護者及び児童・生徒等に対し、例えば、全国瞬時警報システム（以下「Jアラート※」という。）による情報伝達の仕組みや、避難訓練の趣旨を正しく理解させることが必要である。

特に、緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身に付けることで、必要以上に不安を与えることがないように十分に配慮する。

※Jアラートとは

全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのこと。

弾道ミサイルが日本に飛来する場合、極めて短時間で飛来することが予想される。仮に、発射された弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下するまたは日本の領土・領海の上空を通過する可能性がある場合に、政府は、24時間いつでもJアラート（全国瞬時警報システム）を使用し、弾道ミサイルに注意が必要な地域の方に緊急情報を伝達する。

1 弾道ミサイル発射に係る対応について

Jアラートを通じて緊急情報が発信された際には、弾道ミサイルの着弾に伴い爆風や破片等による被害が想定されることから、正しい知識を身につけ、状況に応じた適切な避難行動をとることにより、被害を最小限に抑えることが重要である。

(1) Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合には、Jアラート等により国から緊急情報が発信され、市町村の防災行政無線や携帯電話のエリアメール・緊急速報メール等を通じて、住民へ情報が伝達される。

学校においては、弾道ミサイル発射情報や避難の呼び掛けがあった場合、校舎の構造、児童・生徒等の所在や避難経路等、各学校の実情を十分に踏まえ、安全を最優先とした避難行動をとることが重要である。直ちに避難できる頑丈な建物や地下施設が近くにある場合には、速やかにそこへ避難することを基本とするが、状況によってはその場に留まる対応も含め、事前に対応方針を検討しておく。

「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性がある」などの情報が発表された場合には、追加情報があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、引き続き情報収集に努めるとともに、行政からの指示に従い、落ち着いて行動する。

万が一、近隣にミサイルが着弾した場合には、次のとおり行動する。

①屋外にいる場合

口と鼻をハンカチ等で覆いながら、速やかにその場を離れ、密閉性の高い屋内又は風上方向へ避難する。

②屋内にいる場合

換気扇を停止し、窓を閉めるなどして、室内の密閉を図る。

その後の状況に応じて、屋内避難の解除、引き続き屋内避難を求める情報、又は別地域への避難に関する情報等が伝達されるため、最新の情報を確認し、適切に対応する。

(2) 様々な場面における避難行動等の留意点

上記(1)の基本的な避難行動を踏まえつつ、学校の状況や児童・生徒等の所在に応じて、状況に適した行動をとることが重要である。

①学校にいる場合

ア 校舎内の対応例

例えば弾道ミサイル発射情報や避難の呼び掛けがあった際、授業中であり、地下室や窓のない部屋へ直ちに移動することが難しい場合には、窓からできる限り離れ、床に伏せて頭部を守る、又は机の下に入り頭部を保護するなどの行動が考えられる。

イ 校舎外の対応例

例えば校庭での授業中等において、近くの建物内や地下へ避難することが困難な場合には、遮へい物のない校庭中央を避け、物陰に身を寄せる、又はその場で地面に伏せて頭部を守るなどの行動が考えられる。

②校外活動中の場合

校外活動中においても、屋内外を問わず、近くに頑丈な建物や地下施設がある場合には、直ちにそちらへ避難することを基本とする。

校外活動の実施に当たっては、計画段階から、弾道ミサイル発射を含む様々な危機事象の発生を想定しておくことが重要である。活動場所における情報伝達の方法や、危機事案が発生した場合の避難行動について、事前に確認しておく必要がある。

特に野外活動においては、引率者が携帯電話等の情報ツールを携行することに加え、情報収集手段を確保するとともに、事案発生時の避難行動を想定した下見等を行うなど、場所の特性に応じた対応が求められる。

また、児童・生徒等に対しては、これらの検討を踏まえ、自由行動中等、教職員が近くにいない状況における避難行動や連絡手段について、事前に指導しておくことが重要である。

③登下校中の場合

登下校中においては、地震発生時と同様、その時点で入手できる情報に基づき、児童・生徒等が自ら判断し、冷静に行動できるよう、あらかじめ指導しておくことが必要である。

屋外スピーカー等による警報は、場所によっては聞き取りにくい場合もあるが、ミサイル発射情報はテレビやラジオに加え、携帯電話等への緊急速報としても配信される。音や周囲の状況に注意を払うとともに、周囲の人の行動の変化についても、情報の一つとして捉えることが重要である。

電車やバス等の公共交通機関を利用している場合には、車内放送や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。

【スクールバス等における留意点】

自動車に乗車中の場合には、ガソリン等への引火の危険性があることを踏まえ、車両を停止し、近くの建物や地下施設へ避難することを基本とする。周囲に避難できる場所がない場合には、車外に出て地面に伏せ、頭部を守る行動をとる。

一方、バスに乗車している児童・生徒等の状況によっては、車外へ出ることがかえって危険と判断される場合もあるため、車内で姿勢を低くし、頭部を守る対応も想定される。地震時の避難と同様、危機事象発生時に統率のとれた行動ができるよう、平素からの指導が重要である。

④児童・生徒等が自宅等にいる場合

児童・生徒等が登校前又は下校後で自宅等にいる場合には、安全が確認されるまで自宅等で待機し、身の安全を確保することが重要である。このような行動が適切に取れるよう、あらかじめ指導しておく必要がある。

また、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合に備え、登校時間の変更や臨時休業等に関する学校からの連絡方法や、安否確認の方法について、事前に定めた上で、保護者及び児童・生徒等へ周知しておくことが重要である。

(3) 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートを通じて弾道ミサイル発射情報等が発信された後、日本の領土又は領海に落下した場合には、落下情報に続き、追加の情報が伝達される。このような場合を除き、上空通過に関する情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合には、避難解除を意味するため、原則として日常生活に戻り、登校を開始することが可能である。

ただし、交通機関の運行状況等は地域によって異なることから、平素から、自治体が策定する国民保護計画等を踏まえ、児童・生徒等及び保護者への連絡方法や連絡のタイミングについて、学校としての対応をあらかじめ検討しておくことが重要である。

なお、臨時休業については、学校教育法施行規則第63条に基づき学校長が判断することとなるが、Jアラート等を通じて緊急情報が発信された場合における臨時休業の取扱いや登校の可否については、学校と学校の設置者との間で事前に協議の上、対応方針を定めておくことが重要である。

2 体制整備

(1) 適切な情報伝達の仕組みと避難場所の設定等

Jアラートにより発信される緊急情報が、学校内のどこに、どのような手段で届くのかをあらかじめ確認しておくことが必要である。その上で、学校内における情報伝達の方法についても整理・検討し、可能な限り迅速に教職員間で情報を共有できる仕組みを構築しておくことが重要である。

また、施設の構造や状況、児童・生徒等の人数等を踏まえ、学校内における避難場所をあらかじめ設定しておくとともに、避難訓練等を通じて、設定した場所が避難場所として適切かどうかを検証することが必要である。

さらに、前項で示した避難行動の留意点等を踏まえ、校内での活動に限らず、校外での授業や校外活動中など、様々な状況を具体的に想定した上で、安全確保の方策について事前に検討・周知を行い、全ての教職員が共通の認識を持って対応できるようにしておかなければならない。

(2) 自治体の危機管理部局等の関係機関との連携

弾道ミサイルやテロ等に対する対応は、市民生活と密接に関係するものであり、学校のみで完結して実行できるものではない。各学校における取組が適切に行われるよう、各自治体が策定する国民保護計画を踏まえつつ、教育委員会等の学校の設置者が中心となり、自治体の危機管理部局をはじめ、警察、消防、自衛隊等の関係機関との連携を強化することが重要である。

その上で、学校への情報伝達の方法や避難行動の考え方等について、平時から関係機関との間で情報共有を図っておく必要がある。

①自治体の避難訓練と合わせた取組

- ・自治体が実施する、Ｊアラートによる情報伝達を想定した避難訓練に合わせて、学校において訓練を実施することは、Ｊアラートによる緊急情報が学校内でどのように伝達されるのか（実際に聞こえるか）を確認するとともに、教室内外をはじめ、校内外の様々な場所における行動を検証する上で、非常に有効である。
- ・こうした機会を通じて、教職員は自身の行動や役割分担の確認を行うことができるほか、児童・生徒等にとっても、状況に応じて身の安全を確保する場所や行動について理解を深めることが可能となる。
- ・地震等の避難訓練等で身に付けた行動を生かし、児童・生徒等が学校内外のどこにいても、自らの判断で安全確保ができるよう、継続的な指導と訓練を行っていくことが重要である。
- ・なお、弾道ミサイル発射時における基本的な行動の流れは、概ね次のとおりである。

ア Ｊアラートを通じた緊急情報により状況を把握

イ 状況に応じて安全な場所を判断し、避難

ウ 姿勢を低くし、頭部を守る

②状況に合わせた避難行動について

- ・避難に当たっては、条件反射的に常に同じ行動をとるのではなく、発信されている情報の種類（緊急地震速報か、弾道ミサイル発射情報か等）を正しく把握し、それぞれの危険性に応じて判断することが求められる。
- ・例えば、グラウンド（運動場）にいる場合に緊急地震速報を受信したときは、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所で身を守ることが基本となるため、運動場の中央付近で姿勢を低くし、頭部を保護する行動が考えられる。
- ・一方、弾道ミサイル発射情報が発信された場合には、爆風や破片等による危険から身を守る必要があることから、屋内への避難を判断するなど、同じ屋外にいた場合であっても、回避すべき危険の種類によって避難行動は異なる。
- ・このため、正しい知識を身に付け、「どのような危険から、何のために避難するのか」を理解した上で、その時々状況に応じて適切に判断し行動できるよう、様々な避難訓練を通して実践するとともに、訓練後の振り返りを行い、常に対応の評価・改善を図ることが重要である。
- ・避難訓練に参加することは、様々な危機事象を正しく理解し、状況に応じた的確に行動する力を身に付けるために、非常に有効である。

③緊急一時避難施設について

ア 緊急一時避難施設とは

- ・緊急一時避難施設とは、ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するための一時的（１～２時間程度）な避難施設であり、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設（地下街、地下駅舎、地下道等）が想定されている。

イ 指定の考え方

- ・緊急一時避難施設は、弾道ミサイル発射時等において、爆風や破片等による直接の被害を軽減するため、一時的に避難できる場所として、あらかじめ指定するものである。
- ・なお、地震や風水害等の自然災害における避難所とは、設置の目的や役割が異なる点に留意する必要がある。

ウ 指定対象となる施設

緊急一時避難施設として指定されるのは、次のいずれかに該当する施設である。

- ・鉄筋コンクリート造（ＲＣ造）の施設 193

- ・鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の施設
- ・地下施設

エ 想定される滞在期間

- ・施設の提供は、弾道ミサイル発射後、安全が確認されるまでの1～2時間程度と想定されている。
- ・なお、過去の事例では、Jアラート（ミサイル警報）の発出から安全情報の発出まで10分程度であったケースもある。

オ 指定に伴う施設管理者の負担等

- ・緊急一時避難施設の指定によって、施設管理者に対し、法律上、新たなコスト負担や運用上の義務が生じるものではない。
- ・また、施設の職員等に対し、避難者の誘導など新たな業務上の義務を課すことや、新たな備蓄を義務付けることも想定されていない。

カ 指定に当たっての使用条件

緊急一時避難施設としての利用に当たっては、次のような条件設定も可能である。

- ・利用時間を、施設の開館・開錠時間内に限定すること
- ・施設の一部のみを、緊急一時避難施設として使用すること

第6章 野生動物編

1 はじめに

近年、全国的に野生動物による被害が深刻化しており、特に熊の出没が社会問題となっている。

北海道や東北地方では、市街地や民家への侵入事例や人的被害が相次いでおり、都内でも熊による被害が報告されている。

熊の活動は秋（9～11月）に活発化し、校外学習や合宿など山間部での活動時には、遭遇リスクが高まる。学校活動においても、熊への対応を危機管理の一環として位置づけ、児童・生徒等の安全確保に万全を期す必要がある。

※参考（熊の生態）

- ・東日本に生息する熊はツキノワグマ
- ・体長100～150cm、体重40～120kg
- ・聴覚・嗅覚に優れ、時速40km以上で走行可能
- ・春：山菜、夏：昆虫・蜂蜜、秋：木の実を捕食
- ・繁殖期は6～7月、冬眠は12～4月
- ・行動圏は30～60平方km、1日10km以上移動することもある。

2 学校に熊が出没した場合

(1) 学校敷地内にクマが出没した場合の対応

① 緊急対応	児童・生徒等の安全確保	・速やかに校舎内の安全な場所（教室・体育館など）へ避難誘導。窓や出入口の施錠を徹底
	管理職による情報収集と連携	・地元自治体（鳥獣保護担当部署）・警察・消防と連携し、出没状況や個体の特徴（大きさ・行動）を把握
	情報の一元管理と発信	・誤情報の拡散を防ぐため、学校管理職が情報を集約し、保護者、教職員、児童・生徒等に正確に伝達
	登下校時間帯の対応	【登校前】保護者送迎、オンライン授業、臨時休校などを検討 【下校時】保護者への引き渡しを原則とし、教職員による通学路の安全確認と見回りを実施
	屋外活動の制限	・安全が確認されるまで屋外活動は中止
	心理的支援	・不安を感じる児童・生徒等へのスクールカウンセラー等による支援を実施
② 事後対応	関係機関との情報共有	・出没状況や対応経過を自治体・警察と共有し、再発予防策を協議
	保護者への報告と説明	・対応内容と今後の方針を文書や説明会等で周知
	教職員への振り返り	・対応の振り返りを行い、次回の対応に反映

(2) 学校付近でクマの目撃情報があった場合の対応

① 予防的対応	情報の確認と共有	・地元自治体や警察からの情報を確認し、教職員間で共有
	登下校の安全確保	・通学路の見回り ・保護者送迎の推奨 ・必要に応じて登下校時間の変更や集団登下校の実施
	屋外活動の見直し	・校庭・グラウンドでの活動は状況に応じて制限
	児童・生徒等への指導	・学級活動等で「クマに遭遇した場合の行動」について指導
② 情報発信と連携	保護者への注意喚起	・目撃情報と対応方針をメール・連絡帳等で周知
	地元自治体との連携強化	・出没傾向や個体の特定状況などの情報を共有し、必要に応じて学校周辺のパトロールを依頼

(3) 未然防止策

- ・平時から自治体・警察・関係機関と連携し、役割分担や連絡体制を確認しておく。
- ・緊急時に備えた対応フローや連絡体制図を整備する。
- ・学級活動やホームルーム等で熊に関する安全指導を行い、保護者にも注意喚起を促す。

3 熊による被害を防ぐために

(1) 熊との遭遇を防ぐための行動

熊は走行速度が時速40kmに達し、可動域の広い関節と鋭い爪をもち、木登りや泳ぎも得意な野生動物である。人間の運動能力では逃げ切ることは困難であり、襲われた場合には命に関わる危険がある。そのため、以下の入山時の例を参考にして、熊と遭遇しないよう、事前の予防策を講じることが最も重要である。

①入山前の準備等

- ・熊よけの装備品（熊鈴やホイッスル、ラジオ、クマ撃退用スプレー等）を携行し、人の存在を熊に知らせる。
- ・食べ物やゴミの管理を徹底し、匂いによる誘引を防ぐ。
- ・可能な限り複数人で行動する。

②山行時（登山時・下山時）の注意点

- ・熊の痕跡（フン・足跡など）を発見した場合は引き返す。
- ・見通しの悪い場所や沢沿いでは特に注意する。
- ・熊の活動が活発になる早朝・夕暮れの時間帯を避けて行動する。

③基本的な予防行動

- ・熊鈴を常に鳴らす。
- ・ラジオを大きめの音量で流す。
- ・大きな声で会話しながら行動する。
- ・手を叩きながら歩く。

(2) 熊と遭遇した場合の対応

熊との遭遇時には、冷静な対応が求められる。走って逃げると、熊に追われる可能性があるため、絶対に走らないようにすること。落ち着いてゆっくり後退し、距離を取ることが基本である。

①遠くに熊を確認した場合

- ・落ち着いて静かにその場を離れる。
- ・熊を驚かせないように、大声や急な動きは避ける。

②近くに熊がいる場合

- ・背中を見せず、ゆっくり後退して離れる。
- ・熊撃退用スプレーを携行している場合は使用を検討する。

③熊に襲われそう・襲われた場合

- ・自身が風下とならないよう、風向きに気を付けて、熊の顔に向かって熊撃退スプレーを発射する。
- ・熊が攻撃して来たら、両腕で顔や頭部をカバーする。
- ・うつ伏せになって丸まり、地面に伏せて防御する。
- ・熊が子連れの場合、子熊には近づかずにそっと立ち去る。
- ・抵抗せず、数分間耐えることで熊が離れる可能性がある。

※熊は人を怖がっており、自分が逃げるために攻撃するので、抵抗せずに数分耐えることで熊が離れる（逃げていく）可能性がある。

クマ撃退用スプレーとは

- 熊に対してスプレーを吹きかけ、その攻撃から身を守るために使用する道具のこと。
- トウガラシの辛み成分「カプサイシン」を濃縮した液体が噴出され、熊を追い払うことができる。
- カプサイシンは粘膜を刺激するため、熊の目や鼻・のどの粘膜にスプレーが当たるよう、顔に向かって噴射することが重要
- 多くは射程距離が5 m程度と短く設定されているため、十分に熊を引き付けてから噴射する必要がある。
- 刺激性物質の影響は人にも及ぶため、風向きによっては使用者自身にも影響が及ぶ可能性がある。
- 熊からの攻撃を回避するためには、ためらわずにスプレーが噴射されることが求められる。誤射に注意しつつ、いざという時にすぐ使うことができる場所に携帯することが望まれる。
- 咄嗟に使用されることは難しいため、事前にトレーニング用スプレーなどで練習することが重要

（参考）環境省「クマ類の出没対応マニュアル ー改定版ー」

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/>

(3) 熊を寄せ付けない環境づくり

①誘引物の除去

- ・学校の敷地内に果樹（カキ・クリ等）がある場合、早めに収穫し、屋内で適切に管理する。
- ・生ごみや廃棄野菜を屋外に放置しない。

②刈払い（伐開）

- ・人家（学校）と山との間にあるヤブは熊の隠れ場所となるため、灌木や雑草を刈り払い、見通しを良くする。

③追い払い

- ・熊の出没が続く場合は、地元自治体や警察と連携し、爆竹等による追い払いを実施する。
- ・誘引物が判明した場合は速やかに除去する。

（参考）

東京都環境局「ツキノワグマについて」

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/bear

4 その他の野生生物への対応

(1) 多摩地域

①主な出没動物

- ・ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、タヌキ、ツキノワグマ、アライグマ、ハクビシン

②対応のポイント

- ・野生動物は病気を持っている可能性があるため近づかないように周知
- ・センサーカメラによる出没状況の把握が有効
- ・金属製の防護柵（タヌキによる噛み切り対策）を推奨
- ・学校周辺の森林整備と地域住民との情報共有が重要

- ・クマ剥ぎや角こすりによる樹木被害も報告されており、林業地域では特に注意

(2) 東京23区

①主な出没動物

- ・タヌキ、アライグマ、ハクビシン

②対応のポイント

- ・野生動物は病気を持っている可能性があるため近づかないように周知
- ・緑地や河川敷、公園、学校敷地内への侵入が報告されている。
- ・夜間・早朝の登下校時の注意喚起が必要
- ・ゴミの管理徹底（野生動物の誘引防止）
- ・校舎内への侵入防止策（窓・扉の施錠、フェンス設置）

(3) 島しょ地域（伊豆諸島・小笠原諸島）

①主な出没動物

- ・ノヤギ、特定外来生物（キョン、グリーンアノール）

②対応のポイント

- ・校舎内への侵入防止策（窓・扉の施錠、フェンス設置）
- ・張り網やくくりわな、銃器等による対策
- ・地域ぐるみの協議会設置による持続的な対応
- ・特定外来生物の駆除・監視体制の強化

(4) 特定外来生物（クビアカツヤカミキリ等）への対応

①概要

- ・クビアカツヤカミキリは、サクラ、ウメ、モモ等のバラ科樹木を食害する特定外来生物であり、全国的に被害が拡大している。
- ・幼虫が樹木内部を食害するため、外見上は健全に見えても、内部が空洞化し、倒木等の重大事故につながるおそれがある。
- ・都内においても公園、街路樹、学校敷地内のサクラ等で確認されており、早期発見・早期対応が極めて重要である。

【参考：特徴】

- 体長約25～40mm
- 全身は黒色で光沢があり、
- 前胸部（首の部分）が赤色
- 成虫の発生時期：6～9月頃
- 根元付近にフラス（木くず状の糞）が大量に排出されることがある



成虫

幼虫が排出したフラス

②学校敷地内で確認した場合の対応

ア 初動対応

- ・成虫又は被害が疑われる状況（フラスの大量排出等）を確認した場合は、速やかに管理職へ報告する。

- ・多数発生している場合や高所等での対応が困難な場合は、教職員や児童・生徒等による捕殺は行わない。
- ・可能な範囲で、発見場所・本数・状況を写真等で記録する。

イ 関係機関との連携

- ・都立学校においては、教育庁総務部総務課安全管理担当へ報告するとともに、区市町村の環境課等へ報告し、必要に応じ現地確認及び専門業者による駆除対応へと進める。
- ・必要に応じて、東京都環境局等の関係部署と連携する。

ウ 安全確保

- ・被害木の周辺への立ち入りを制限し、倒木等の危険がある場合は、児童・生徒等を近づけないよう措置する。
- ・校庭や通学路沿いに被害木がある場合は、登下校時の安全指導を徹底する。

③学校周辺で確認された場合の対応

- ・地元自治体や関係機関からの情報を確認し、教職員間で共有する。
- ・被害が拡大するおそれがある場合は、校外活動や屋外活動の実施可否を慎重に検討する。

④児童・生徒等への指導上の留意点

- ・クビアカツヤカミキリは触らない・捕まえないことを指導する。
- ・見つけた場合は、教職員にすぐ知らせる行動を徹底する。
- ・特定外来生物であり、生きたままの持ち帰り等が法律で禁止されていることを、学年に応じて分かりやすく説明する。

⑤未然防止・平時の取組

- ・学校敷地内のサクラ等について、定期的な目視点検を行う。
- ・フラス等の異常を確認した場合は、早期に管理職及び関係部署へ報告する。
- ・平時から教育庁・自治体との連絡体制を整理し、対応フローを明確にしておく。

【参考】

- ・環境省「特定外来生物 同定マニュアル クビアカツヤカミキリ」
https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/6hp_konchurui2.pdf
- ・東京都環境局「クビアカツヤカミキリ防除の手引」

5 市街地に生息する生物への対応

(1) ヘビ

①概要

- ・都内にはアオダイショウなどの無毒種の他、マムシ（ニホンマムシ）やヤマカガシなどの毒蛇が生息し、多摩部だけではなく、区部でも出没が報告されている。特に草むらや河川敷では、注意が必要である。

②教職員の対応

- ・ヘビを見かけた場合は刺激せず、児童・生徒等を安全な場所へ誘導し、施設管理者や教育委員会へ連絡する。
- ・草むらや河川敷などに児童・生徒等を近づけないよう誘導する。
- ・自然体験活動時は長袖・長ズボンの着用や肌の露出を避ける服装を推奨する。

③児童・生徒等の安全確保

- ・年齢に応じてわかりやすく指導（「近づかない」「触らない」等）する。
- ・体験活動前の現地踏査でリスクを洗い出し、安全確認を徹底する。
- ・万が一咬まれた場合は、安静にして医療機関へ搬送する。
- ・毒蛇の可能性のある場合は咬まれた種類（見た目の特徴、大きさ等）の情報を正確に伝える。

④緊急対応

- ・判断に迷う場合は「#7119（東京消防庁救急相談センター）」へ相談する。
- ・都内では毒蛇対応可能な病院が限られているため、事前に血清保有病院を確認しておく。

(2) カラス

①概要

- ・繁殖期（春～初夏）には、ヒナを守るために親鳥が人を威嚇・攻撃する事例が報告されている。
- ・東京都は広域的なトラップによる捕獲や巣の撤去を進めている。

②教職員の対応

- ・巣を発見した際、都立学校については、速やかにTEPRO（公益財団法人東京都教育支援機構）に撤去を依頼する。区市町村立学校については、速やかに地元自治体へ連絡し、撤去を依頼する。
- ・登下校時や校外活動時の注意喚起を徹底する。
- ・ゴミの管理を徹底し、カラスの餌場を作らない。

(3) ネズミ

①概要

- ・ネズミは食中毒や感染症（サルモネラ症など）の媒介となる可能性がある。
- ・学校内では、給食室・倉庫・排水溝・自販機周辺などが発生しやすい場所である。

②教職員の対応

- ・東京都の「ねずみ防除指針」に基づき、以下の3原則を徹底する。
 - 餌を与えない（生ゴミ管理）。
 - 侵入させない（隙間の封鎖）。
 - 隠れ場所を作らない（整理整頓・清掃）。
- ・定期的な環境衛生点検と、必要に応じて専門業者へ相談する。